

平成20年度

全自連自転車対策事業状況調査

報 告 書

平成21年3月

全国自転車問題自治体連絡協議会

平成20年度全自連自転車対策事業状況調査について

全自連では、平成9年3月に「鉄道事業者の対応状況 アンケート集計結果」をまとめています。これは改正自転車法が平成6年に施行されて間もない時期の鉄道事業者の自転車問題に対する取り組みの状況を全自連会員自治体に調査したものでした。

前回の調査から10年以上が経過し、自転車を取り巻く状況も変化してきています。内閣府の実施している「駅周辺における放置自転車等の実態調査」を見ても、朝の通勤・通学時間帯における放置自転車は、全国で平成9年には64万4千台であったものが、平成19年には33万台にまで減少しています。この結果は、会員自治体をはじめ、放置自転車問題を抱える多くの自治体における放置自転車対策の取り組みが実を結んだことに他なりません。

しかし、全自連会員自治体の置かれている状況は、依然として厳しいものがあります。今回の「平成20年度全自連自転車対策事業状況調査」においても、鉄道事業者から提供を受けた用地の約58%が有償であり、年間約6億5千7百万円もの借地料を自治体が負担しています。また、鉄道事業者が独自に設置した自転車駐車場についていえば、その数は増えている（前回9箇所から今回411箇所に増加）とはいっても、その絶対数は、会員自治体が設置した自転車駐車場（全自連平成19年度市区町村自転車対策事業紹介等から今回調査にご協力いただいた166自治体の駅対応公営自転車駐車場数を集計すると5,299箇所）にはるかに及びません。会員自治体が、通勤・通学客のために、鉄道駅周辺に多くの自転車駐車場を整備していることを思えば、まだまだ鉄道事業者の協力は不十分なものです。このようなことから全自連がこれまで掲げてきた、自転車法改正による鉄道事業者への自転車駐車場附置義務化の要求は、これからも必要であると考えます。

今回の調査では、昼間の買い物客の放置が目立つようになってきていると感じている自治体も多いことから、商店街や大型商業店舗における自転車駐車場の設置についても調査しました。約54%の会員自治体で何らかの基準を設け商業施設に対する自転車駐車場の附置を条例に定めていますが、小規模な店舗の集まる商店街となると、商店街が独自に自転車駐車場を設けるような事例の数も少なく、なかなか有効な対策がない現状が明らかになりました。今後、全自連としても正面から研究し、取り組まねばならない課題であると改めて認識したところであります。

最後に、今回の調査結果が会員自治体における今後の自転車対策に活かされることを期待するとともに、全自連ホームページ会員コミュニティサイトを通じて、調査内容に関する情報交換が活発にできれば有益であると考えるところです。

末筆ながら、調査にご協力をいただきました全自連会員自治体の担当者の皆様に感謝申し上げます。ありがとうございました。

目 次

1. 調査概要	1
1.1 調査目的	1
1.2 調査対象	1
1.3 調査方法	1
1.4 調査項目	1
1.5 地区別回答自治体一覧	2
1.6 調査項目と集計の視点	4
2. 全自治体の集計結果	5
2.1 鉄道事業者からの用地の提供状況	5
2.1.1 用地提供の場合	5
2.1.2 用地買収の場合	9
2.2 鉄道事業者独自による自転車駐車場整備状況	12
2.3 鉄道事業者との用地提供以外での協力事例	14
2.4 自転車等駐車対策協議会について	16
2.5 協議会及び鉄道事業者との間で懸案となっている事項	19
2.6 商店街、大型商業店舗における自転車駐車場設置について	24
2.6.1 商業施設に対する条例による附置義務に関すること	24
2.6.2 自治体が商店街に整備した自転車駐車場の設置状況	26
2.6.3 商店街自らが商店街内に自転車駐車場を設置した事例	29
2.7 駅周辺に立地する商店街、大型商業店舗の周辺における放置自転車対策について	30
2.7.1 放置自転車撤去に関すること	30
2.7.2 商店街や店舗との協力事例に関すること	32
2.8 その他自由意見	34
3. 前回調査との比較	36
4. 地区別の集計結果	40
5. 鉄道事業者別の集計結果	57
6. まとめ	59

1. 調査概要

1.1 調査目的

全国自転車問題自治体連絡協議会（以下、「全自連」という。）に加盟する自治体において、現在課題になっている鉄道事業者の自転車対策への対応状況、ならびに商店街や大型商業店舗の買い物客に対する自転車対策について調査し、全自連会員相互の情報の共有を図るとともに、各自治体での自転車対策の参考資料を得ることを目的とした。

1.2 調査対象

全自連会員自治体（166団体）

1.3 調査方法

後述する 1.4 に示す調査項目について調査票を送付し回答を得た。なお、回答は電子メールにより回収した。

調査時点は、平成20年4月1日現在の状況とした。

最終的な調査票の回収状況は、次のとおりである。

項 目	回収実績
対象会員数	166
調査票送付	166
調査票回収	166（回収率 100%）

1.4 調査項目

本調査で対象とした調査項目は、次の8項目である。

調 査 項 目
①鉄道事業者から提供を受けた自転車駐車場用地の状況
②鉄道事業者が独自に整備した自転車駐車場の整備状況
③鉄道事業者から用地提供以外で受けた協力内容
④各自治体の自転車等駐車対策協議会の設置状況
⑤協議会及び鉄道事業者との間の懸案事項
⑥商店街・大型商業店舗における自転車駐車場の設置状況
⑦駅周辺に立地する商店街・大型商業店舗、その周辺における放置自転車対策
⑧放置自転車対策を進めるにあたり苦慮している事例、特徴ある事例など

1.5 地区別回答自治体一覧

回答のあった自治体を 16 地区（役員選出地区）別に整理すると、次のとおりである。

地区名	自治体名
1. 北海道地区	札幌市
2. 東北地区	盛岡市、仙台市、塩竈市、柴田町、秋田市、福島市、郡山市、いわき市
3. 北関東地区	水戸市、日立市、土浦市、牛久市、宇都宮市、前橋市、高崎市、伊勢崎市
4. 埼玉地区	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、狭山市、上尾市、越谷市、蕨市、入間市、朝霞市、富士見市、三郷市、坂戸市
5. 千葉地区	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、浦安市、四街道市
6. 東京特別区	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区
7. 東京多摩地区	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、西東京市
8. 神奈川地区	横浜市、川崎市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、海老名市、開成町
9. 北陸地区	新潟市、富山市、高岡市
10. 東海・中部地区	長野市、松本市、岐阜市、大垣市、瑞穂市、静岡市、浜松市、沼津市、三島市、名古屋市、安城市、津市、松阪市、桑名市、名張市
11. 近畿地区	大津市、京都市、宇治市、城陽市、向日市、奈良市、和歌山市、田辺市
12. 大阪地区	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、柏原市、門真市、藤井寺市、東大阪市、交野市、大阪狭山市
13. 兵庫地区	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市
14. 中国地区	松江市、岡山市、倉敷市、広島市、福山市
15. 四国地区	徳島市、高松市、松山市、高知市
16. 九州地区	北九州市、福岡市、久留米市、飯塚市、佐賀市、熊本市、宮崎市、鹿児島市、南さつま市

また、回答のあった自治体を都市の規模等で整理すると、次のとおりである。

地区名	自治体名
1. 政令指定都市 (17 市)	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市
2. 中核市 (27 市)	盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、川越市、船橋市、柏市、相模原市、富山市、長野市、岐阜市、奈良市、和歌山市、東大阪市、姫路市、西宮市、岡山市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、高知市、久留米市、熊本市、宮崎市、鹿児島市
3. 東京都心 3 区	千代田区、中央区、港区
4. 東京周辺 11 区	新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、渋谷区、中野区、豊島区、荒川区
5. 東京外周 9 区	大田区、世田谷区、杉並区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区
6. その他 (99 市)	塩竈市、柴田町、福島市、水戸市、日立市、土浦市、牛久市、前橋市、高崎市、伊勢崎市、熊谷市、川口市、所沢市、狭山市、上尾市、越谷市、蕨市、入間市、朝霞市、富士見市、三郷市、坂戸市、市川市、松戸市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、浦安市、四街道市、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、西東京市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、海老名市、開成町、高岡市、松本市、大垣市、瑞穂市、沼津市、三島市、安城市、津市、松阪市、桑名市、名張市、大津市、宇治市、城陽市、向日市、田辺市、岸和田市、豊中市、池田市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、柏原市、門真市、藤井寺市、交野市、大阪狭山市、尼崎市、明石市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、松江市、徳島市、飯塚市、佐賀市、南さつま市

※ 特別区については、中心区とその外側の区で状況が違うことから、便宜的に都心 3 区、周辺 11 区、外周 9 区の 3 つに分けた。

1.6 調査項目と集計の視点

各調査項目の集計にあたっては、次の4つの視点から比較検討を行って整理した。

調査項目	集計にあたり着目した視点			
	全体傾向 の把握	前回調査 との相違	地区別 の特徴	鉄道事業者 別の特徴
(1) 鉄道事業者からの用地の提供状況				
1) 用地提供の場合	○	○	○	○
2) 用地買収の場合	○	—	○	○
(2) 鉄道事業者独自による自転車駐車場整備状況	○	○	○	○
(3) 鉄道事業者との用地提供以外での協力事例	○	○	—	—
(4) 自転車等駐車対策協議会について	○	○	○	—
(5) 協議会及び鉄道事業者との間で懸案となっている事項	○	○	○	—
(6) 商店街、大型商業店舗における自転車駐車場設置について				
1) 商業施設に対する条例による附置義務に関すること	○	—	○	—
2) 自治体が商店街に整備した自転車駐車場の設置状況	○	—	—	—
3) 商店街自らが商店街内に自転車駐車場を設置した事例	○	—	—	—
(7) 駅周辺に立地する商店街、大型商業店舗の周辺における放置自転車対策について				
1) 放置自転車撤去に関すること	○	—	○	—
2) 商店街や店舗との協力事例に関すること	○	—	○	—
(8) その他自由意見	○	—	—	—

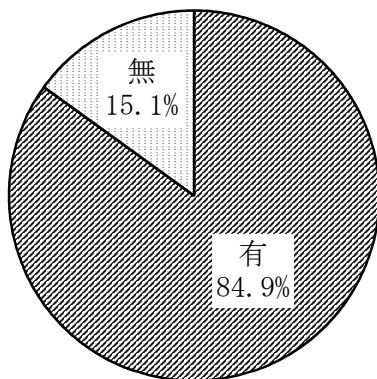
2. 全自治体の集計結果

2.1 鉄道事業者からの用地の提供状況

2.1.1 用地提供の場合

- 鉄道事業者から用地提供を受けた自治体は 141（84.9％）であった。
- 提供を受けた用地の利用形態は、駅構内・隣接平地が 61.8％、高架下が 33.2％である。
- 用地を提供した鉄道事業者の内訳は、民鉄が 518 箇所、JR が 471 箇所、公営交通が 101 箇所である。
- 提供された用地は、57.6％が有償であり、また課税されたものが 55.0％、非課税が 23.5％、減免が 13.3％である。
- JR では、用地の利用形態により平均単価にバラツキがみられ、高架下では民鉄や公営交通の方が JR より単価は高い。駅構内、隣接平地では、公営交通が最も高い。

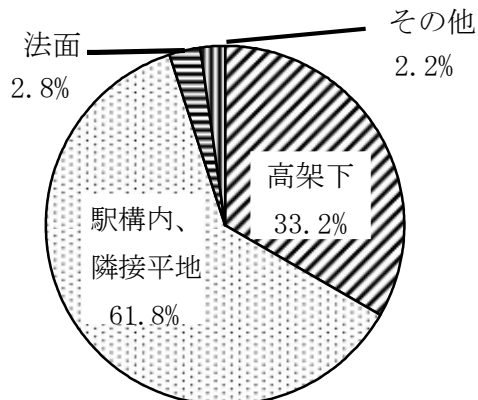
① 鉄道事業者から用地の提供を受けた自治体の有無



用地提供の有無	実数	構成比 (%)
有	141	84.9
無	25	15.1
合計	166	100.0

※実数計は、対象自治体数。

② 鉄道事業者から提供を受けた用地の利用形態

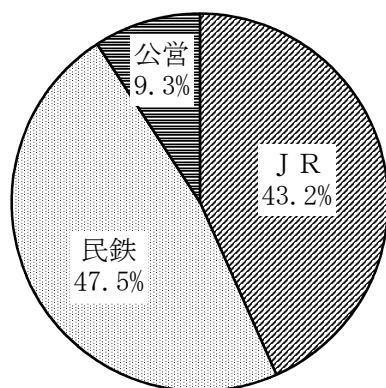


利用形態	実数	構成比 (%)
高架下	362	33.2
駅構内、隣接平地	674	61.8
法面	30	2.8
その他	24	2.2
合計	1,090	100.0

※実数計は、総箇所数。

※実数には、有償・無償、課税・非課税の不明分を含む。

③用地を提供した鉄道事業者の内訳

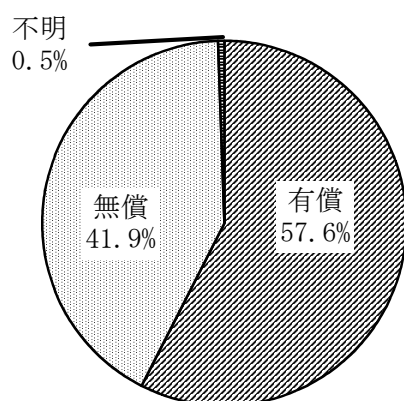


鉄 道 事 業 者		実 数	構 成 比 (%)
J	R	471	43.2
民	鉄	518	47.5
公	営	101	9.3
合	計	1,090	100.0

※実数計は、総箇所数。

※実数には、有償・無償、課税・非課税の不明分を含む。

④提供された用地の有償、無償の内訳

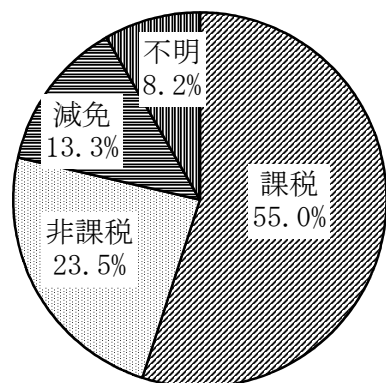


有 償 ・ 無 償		実 数	構 成 比 (%)
有	償	628	57.6
無	償	457	41.9
不	明	5	0.5
合	計	1,090	100.0

※実数計は、総箇所数。

※実数には、有償・無償、課税・非課税の不明分を含む。

⑤用地の課税状況



課 税 ・ 非 課 税		実 数	構 成 比 (%)
課	税	600	55.0
非	課 税	256	23.5
減	免	145	13.3
不	明	89	8.2
合	計	1,090	100.0

※実数計は、総箇所数。

※実数には、有償・無償、課税・非課税の不明分を含む。

⑥鉄道事業者から提供を受けた自転車駐車場用地の状況

有償用地提供箇所の平均単価

利 用 形 態	平均単価 (円/㎡/年)			
	J R	民 鉄	公 営	総平均
高 架 下	2,338	3,568	3,475	2,753
駅構内、隣接平地	2,740	2,889	3,091	2,829
法 面	4,569	2,629	—	3,256
そ の 他	3,948	3,219	—	3,884
合 計	2,557	3,213	3,186	2,819

※実数には、有償・無償、課税・非課税の不明分を含む。

上記平均単価の算出根拠

鉄 道 事業者	利用形態	箇所数 (箇所)	収容台数 (台)	借地面積 (㎡)	借地料 (円/年)	平均単価 (円/㎡/年)
J R	高 架 下	181	142,867	98,751	230,846,062	2,338
	駅構内、隣接平地	266	97,894	58,350	159,893,598	2,740
	法 面	12	3,604	1,459	6,665,800	4,569
	そ の 他	12	8,516	5,821	22,980,000	3,948
	合 計	471	252,881	164,381	420,385,460	2,557
民 鉄	高 架 下	166	106,052	47,631	169,935,387	3,568
	駅構内、隣接平地	325	99,806	46,598	134,636,122	2,889
	法 面	18	6,625	3,052	8,024,222	2,629
	そ の 他	9	2,231	562	1,809,345	3,219
	合 計	518	214,714	97,843	314,405,076	3,213
公 営	高 架 下	15	6,930	3,012	10,467,827	3,475
	駅構内、隣接平地	83	17,541	9,185	28,395,260	3,091
	法 面	—	—	—	—	—
	そ の 他	3	391	—	—	—
	合 計	101	24,862	12,197	38,863,087	3,186
合 計	高 架 下	362	255,849	149,394	411,249,276	2,753
	駅構内、隣接平地	674	215,241	114,133	322,924,980	2,829
	法 面	30	10,229	4,511	14,690,022	3,256
	そ の 他	24	11,138	6,383	24,789,345	3,884
	合 計	1,090	492,457	274,421	773,653,623	2,819

※実数には、有償・無償、課税・非課税の不明分を含む。

鉄道事業者から用地提供された自転車駐車場用地の詳細

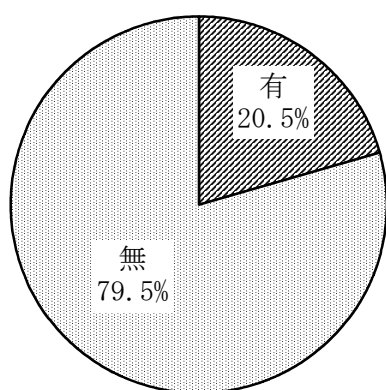
鉄 道 事業者	利用 形態	提供 状況	課税 状況	箇所数 (箇所)	収容台数 (台)	借地面積 (㎡)	借地料 (円/年)	平均単価 (円/㎡/年)
J R	高架下	無償	非課税	48	32,908	38,350		
			課 税	3	2,585	2,667		
		有償	非課税	2	840	794	853,400	1,075
			課 税	122	103,573	96,995	226,096,142	2,331
	駅構内、 隣接平地	無償	非課税	46	15,201	16,824		
			課 税	11	1,990	2,485		
		有償	非課税	4	2,566	2,369	1,064,500	449
			課 税	187	68,367	51,088	135,387,098	2,650
	法 面	無償	非課税	3	650	2,148		
			課 税					
		有償	非課税					
			課 税	7	2,616	1,093	5,089,200	4,656
	その他	無償	非課税	1	190	210		
			課 税					
		有償	非課税	1	90	76		
			課 税	9	8,066	5,623	22,429,500	3,989
民 鉄	高架下	無償	非課税	75	46,499	51,872		
			課 税	1	456	695		
		有償	非課税					
			課 税	75	48,614	46,417	149,755,527	3,226
	駅構内、 隣接平地	無償	非課税	134	43,195	55,883		
			課 税	29	3,552	2,943		
		有償	非課税	6	3,402	3,098	2,556,200	825
			課 税	127	41,801	39,303	99,308,829	2,527
	法 面	無償	非課税	8	1,464	1,685		
			課 税					
		有償	非課税					
			課 税	4	3,886	2,267	3,778,370	1,667
	その他	無償	非課税	4	1,345	273		
			課 税					
		有償	非課税					
			課 税					
公 営	高架下	無償	非課税	9	3,535	4,050		
			課 税					
		有償	非課税	2	895	1,097	3,443,161	3,139
			課 税	4	2,500	1,915	7,024,666	3,668
	駅構内、 隣接平地	無償	非課税	39	8,235	8,911		
			課 税	12	3,010	6,591		
		有償	非課税	19	3,630	3,906	13,953,412	3,572
			課 税	8	1,677	4,070	8,841,814	2,172
	法 面	無償	非課税					
			課 税					
		有償	非課税					
			課 税					
	その他	無償	非課税					
			課 税	1	171	308		
		有償	非課税					
			課 税					
合 計	高架下	無償	非課税	132	82,942	94,272		
			課 税	4	3,041	3,362		
		有償	非課税	4	1,735	1,891	4,296,561	2,272
			課 税	201	154,687	145,327	382,876,335	2,635
	駅構内、 隣接平地	無償	非課税	219	66,631	81,618		
			課 税	52	8,552	12,019		
		有償	非課税	29	9,598	9,373	17,574,112	1,875
			課 税	322	111,845	94,461	243,537,741	2,578
	法 面	無償	非課税	11	2,114	3,833		
			課 税	0	0	0		
		有償	非課税	0	0	0		
			課 税	11	6,502	3,360	8,867,570	2,639
	その他	無償	非課税	5	1,535	483		
			課 税	1	171	308		
		有償	非課税	1	90	76		
			課 税	9	8,066	5,623	22,429,500	3,989
	合 計	無償	非課税	367	153,222	180,206		
			課 税	57	11,764	15,689		
		有償	非課税	34	11,423	11,340	21,870,673	1,929
			課 税	543	281,100	248,771	657,711,146	2,644

※有償・無償、課税・非課税の不明なものを除く。

2.1.2 用地買収の場合

- 鉄道事業者の用地を買収して整備した自転車駐車場のある自治体は34（20.5%）であった。
- 整備した自転車駐車場の利用形態は、駅構内・隣接平地が97.1%と大半を占めている。
- 用地買収に応じた鉄道事業者は、JRが87.6%を占め、民鉄が11.4%である。
- 買収した用地の平均単価は、JR全体が45.4万円/㎡、民鉄が21.9万円/㎡、公営交通が26.0万円/㎡であり、JRが他と比較して高い。

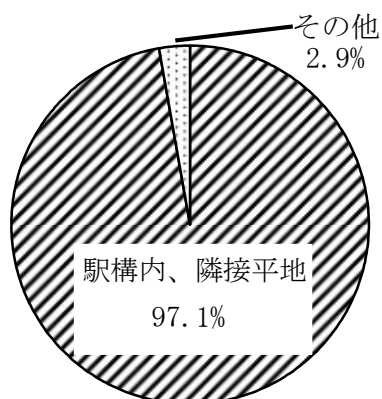
① 鉄道事業者の用地を買収して整備した自転車駐車場の有無



用地買収の有無	実 数	構成比 (%)
有	34	20.5
無	132	79.5
合 計	166	100.0

※実数計は、対象自治体数。

② 鉄道事業者の用地を買収して整備した自転車駐車場の利用形態

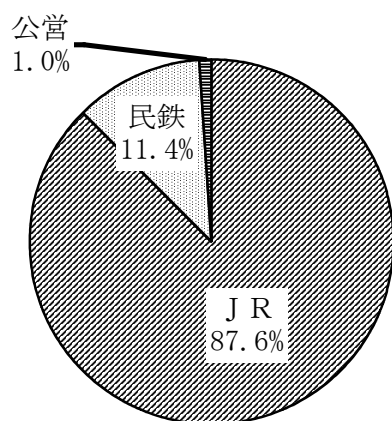


利 用 形 態	実 数	構成比 (%)
駅構内、隣接平地	102	97.1
法 面	0	0.0
そ の 他	3	2.9
合 計	105	100.0

※実数計は、総箇所数

※「その他」の3箇所は、地下鉄の出入口。

③ 自転車駐車場用地としての買収に協力した鉄道事業者



鉄 道 事 業 者		実 数	構成比 (%)
J	R	92	87.6
民	鉄	12	11.4
公	営	1	1.0
合	計	105	100.0

※実数計は、総箇所数。

④ 鉄道事業者別用地買収による自転車駐車場整備状況

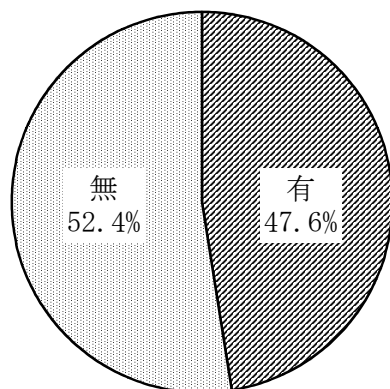
鉄 道 事 業 者	利 用 形 態	箇所数 (箇所)	収容台数 (台)	買収面積 (㎡)	買収価格 (円)	平均単価 (円/㎡)
J R 東 日 本	駅構内、隣接平地	42	21,997	28,136	19,967,078,468	709,663
	法 面	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
	合 計	42	21,997	28,136	19,967,078,468	709,663
J R 東 海	駅構内、隣接平地	1	604	765	87,228,415	114,024
	法 面	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
	合 計	1	604	765	87,228,415	114,024
J R 西 日 本	駅構内、隣接平地	34	18,716	18,152	2,765,662,139	152,361
	法 面	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
	合 計	34	18,716	18,152	2,765,662,139	152,361
J R 四 国	駅構内、隣接平地	3	648	971	224,512,825	231,218
	法 面	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
	合 計	3	648	971	224,512,825	231,218
J R 九 州	駅構内、隣接平地	10	2,463	3,684	640,862,968	173,958
	法 面	0	0	0	0	0
	そ の 他	2	589	866	171,000,000	197,460
	合 計	12	3,052	4,550	811,862,968	178,431
J R 全 体	駅構内、隣接平地	90	44,428	51,708	23,685,344,815	458,060
	法 面	0	0	0	0	0
	そ の 他	2	589	866	171,000,000	197,460
	合 計	92	45,017	52,574	23,856,344,815	453,767
西 武 鉄 道	駅構内、隣接平地	1	1,302	882	275,205,840	312,025
	法 面	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
	合 計	1	1,302	882	275,205,840	312,025
小 田 急 電 鉄	駅構内、隣接平地	1	720	174	26,091,000	149,948
	法 面	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
	合 計	1	720	174	26,091,000	149,948
相 模 鉄 道	駅構内、隣接平地	1	221	207	47,800,900	230,922
	法 面	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
	合 計	1	221	207	47,800,900	230,922
富 山 地 鉄	駅構内、隣接平地	1	25	0	0	0
	法 面	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
	合 計	1	25	0	0	0
富 山 ライトレール	駅構内、隣接平地	8	282	331	77,237	233
	法 面	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
	合 計	8	282	331	77,237	233
民 鉄 計	駅構内、隣接平地	12	2,550	1,594	349,174,977	219,056
	法 面	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
	合 計	12	2,550	1,594	349,174,977	219,056
東京 都 交 通 局	駅構内、隣接平地	1	1,100	751	195,443,244	260,244
	法 面	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
	合 計	1	1,100	751	195,443,244	260,244
公 営 交 通 計	駅構内、隣接平地	1	1,100	751	195,443,244	260,244
	法 面	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
	合 計	1	1,100	751	195,443,244	260,244
合 計	駅構内、隣接平地	103	48,078	54,053	24,229,963,036	448,263
	法 面	0	0	0	0	0
	そ の 他	2	589	866	171,000,000	197,460
	合 計	105	48,667	54,919	24,400,963,036	444,308

※平均単価は、買収面積、買収価格の不明分を除いて算定。

2.2 鉄道事業者独自による自転車駐車場整備状況

- 鉄道事業者が独自に整備した自転車駐車場のある自治体は79（47.6%）であった。
- 整備された自転車駐車場の利用形態は、駅構内・隣接平地が全体の3分の2（66.4%）を占め、次いで高架下が3分の1（32.8%）であった。
- 独自に整備した事業者は、民鉄が71.8%と最も多く、JRと公営交通が残りの半分ずつを占めている。
- 鉄道事業者が独自に整備した自転車駐車場は全国に411箇所あり、不明分を除く収容台数が約18万台、整備面積が約20万㎡である。

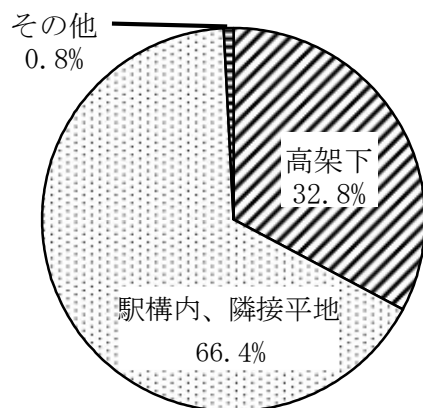
① 鉄道事業者独自による自転車駐車場の有無



独自の自転車等 駐車場整備の有無	実 数	構成比 (%)
有	79	47.6
無	87	52.4
合 計	166	100.0

※実数計は、対象自治体数。

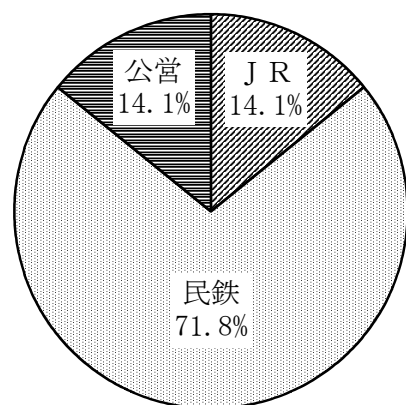
② 鉄道事業者が独自に整備した自転車駐車場の利用形態



利 用 形 態	実 数	構成比 (%)
高 架 下	135	32.8
駅構内、隣接平地	273	66.4
法 面	0	0.0
そ の 他	3	0.8
合 計	411	100.0

※実数計は、総箇所数。

③ 独自に整備した自転車駐車場の事業者内訳



独自に整備した 鉄道事業者		実 数	構成比 (%)
J	R	58	14.1
民	鉄	295	71.8
公	営	58	14.1
合	計	411	100.0

※実数計は、総箇所数。

④ 鉄道事業者が独自に整備した自転車駐車場の概要

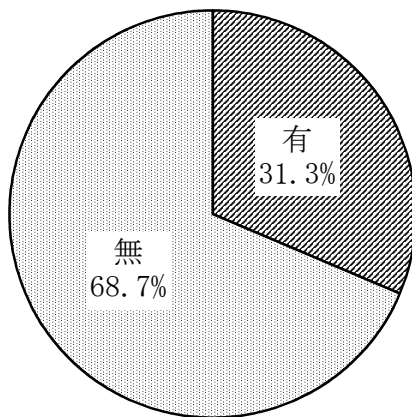
鉄 道 事業者	利 用 形 態	箇所数 (箇所)	収容台数 (台)	整備面積 (㎡)
J R	高 架 下	34	19,026	25,984
	駅構内、隣接平地	24	7,794	9,654
	法 面	0	0	0
	そ の 他	0	0	0
	小 計	58	26,820	35,638
民 鉄	高 架 下	96	70,349	85,294
	駅構内、隣接平地	196	72,392	66,083
	法 面	0	0	0
	そ の 他	3	3,716	4,073
	小 計	295	146,457	155,450
公 営	高 架 下	5	1,211	2,306
	駅構内、隣接平地	53	7,464	10,636
	法 面	0	0	0
	そ の 他	0	0	0
	小 計	58	8,675	12,942
合 計	高 架 下	135	90,586	113,584
	駅構内、隣接平地	273	87,650	86,373
	法 面	0	0	0
	そ の 他	3	3,716	4,073
	小 計	411	181,952	204,030

※箇所数は、収容台数や整備面積が不明のものを除く。

2.3 鉄道事業者との用地提供以外での協力事例

- 用地提供以外で鉄道事業者との協力がある自治体は52（31.3％）であった。
- その協力内容について、鉄道事業者別にみると、民鉄が全体の3分の2を占め、JRは4分の1であった。
- 協力内容を具体的に整理すると、「駅構内等への啓発ポスター掲示」が最も多く、次に「クリーンキャンペーンの実施」、「啓発看板等の設置」、「駅構内への放置禁止区域標識設置」、「横断幕の設置」など、全体的に啓発媒体の設置への協力が多く挙げられている。

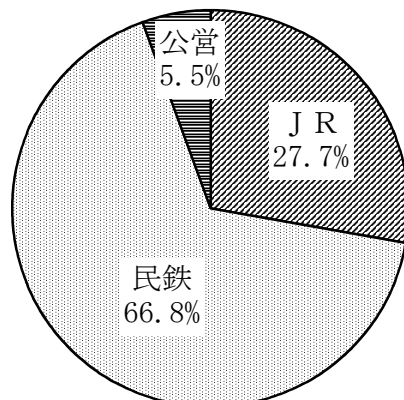
① 鉄道事業者との用地提供以外での協力事例の有無



用地提供以外の協力の有無	実数	構成比(%)
有	52	31.3
無	114	68.7
合計	166	100.0

※実数計は、対象自治体数。

② 用地提供以外の協力事例の鉄道事業者内訳



協力事例の鉄道事業者内訳	実数	構成比(%)
J R	51	27.7
民鉄	123	66.8
公営	10	5.5
合計	184	100.0

※実数計は、協力事例数。

※駅別に異なるものは別集計とした。

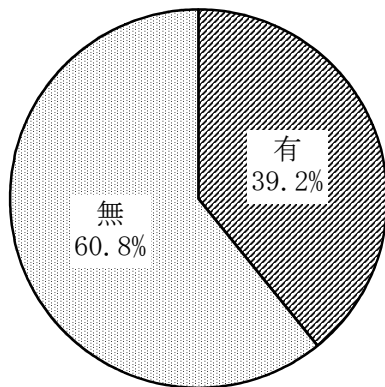
③ 鉄道事業者との協力事例の具体的内容

協力事例の内容	件 数
☐ 駅構内等への啓発ポスター掲示	27
☐ クリーンキャンペーンの実施	15
☐ 啓発看板等の設置	8
☐ 駅構内への放置禁止区域標識設置	3
☐ 横断幕の設置	2
☐ 駅長の撤去事業への参加	2
☐ 駅構内アナウンスによる啓発	2
☐ 駐輪場のチラシ等の配布	1
☐ 放置自転車追放キャラバンの参加	1
☐ レンタサイクルの運営	1
☐ 敷地内で啓発イベントを開催	1
☐ 自転車対策連絡会への参加	1
☐ マナー指導への参加	1
☐ 市報配布用ラックの設置	1
☐ 自転車駐車場の抽選申込用の投函箱の設置	1
☐ サイクリングターミナルの整備	1

2.4 自転車等駐車対策協議会について

- 自転車等駐車対策協議会を設置している自治体は65（39.2％）であった。
- 協議会の設置時期は、改正自転車法が施行された平成6年6月20日以降から平成8年5月1日までの約2年間に17自治体（27.0％）と大幅に増加したが、その後も徐々に設置は進んでいる。
- 自転車等駐車対策協議会への鉄道事業者の参加状況は、設置した65自治体の中で、不明を除き、52自治体で参加しており、参加率は非常に高い。
- 自転車等駐車対策協議会の開催状況は、開催無しが26自治体、1回が23自治体である。開催回数が多い自治体もあるが、全体的には年1回以下という状況である。

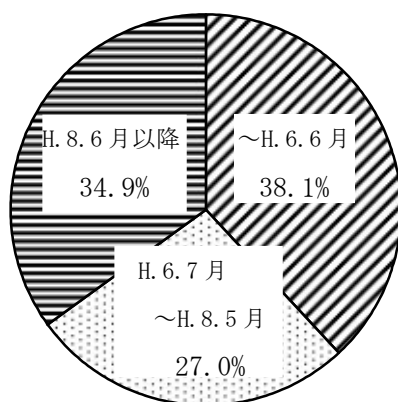
① 自転車等駐車対策協議会設置の有無



自転車等駐車対策協議会設置の有無	実 数	構成比 (%)
有	65	39.2
無	101	60.8
合 計	166	100.0

※実数計は、対象自治体数。

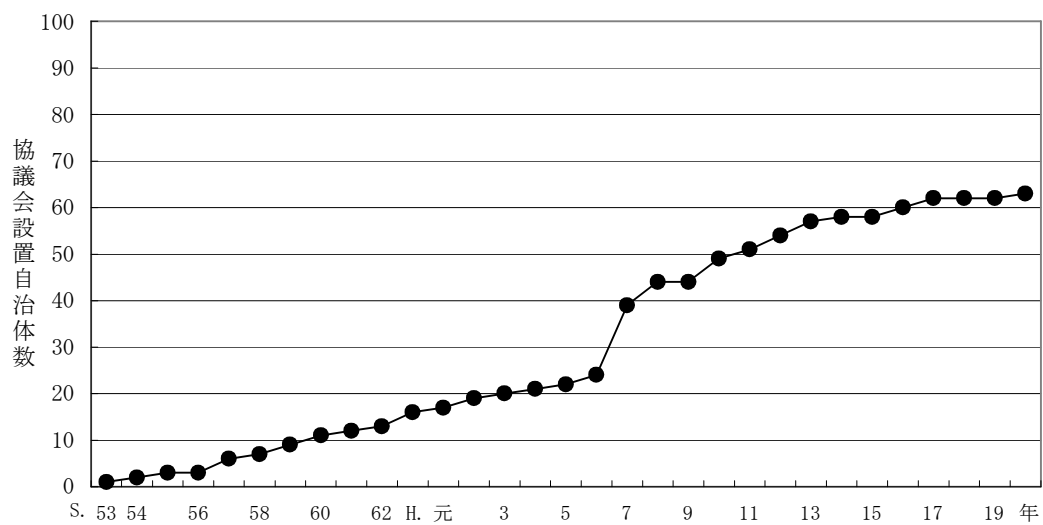
② 自転車等駐車対策協議会の設置時期



自転車等駐車対策協議会設置時期	実 数	構成比 (%)
～H. 6. 6月	24	38.1
H. 6. 7月～H. 8. 5月	17	27.0
H. 8. 6月以降	22	34.9
合 計	63	100.0

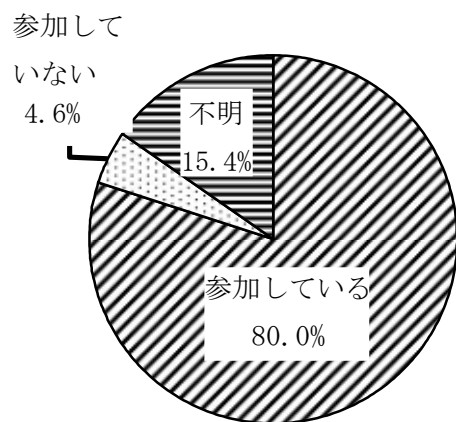
※実数計は、自治体数（不明2）。

③ 自転車等駐車対策協議会の設置状況の推移（設置自治体数の累計）



	昭 和												平 成									
	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	
実 数	1	1	1	0	3	1	2	2	1	1	3	1	2	1	1	1	2	15	5	0	5	
累 計	1	2	3	3	6	7	9	11	12	13	16	17	19	20	21	22	24	39	44	44	49	
	平 成																					
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20												
実 数	2	3	3	1	0	2	2	0	0	1												
累 計	51	54	57	58	58	60	62	62	62	63												

④ 鉄道事業者参加の有無



協議会への鉄道事業者参加の有無	実 数	構成比 (%)
参加している	52	80.0
参加していない	3	4.6
不明	10	15.4
合 計	65	100.0

※実数計は、自治体数。

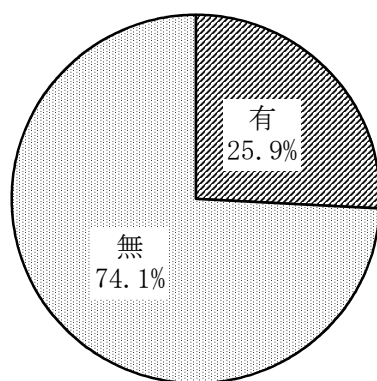
⑤ 自転車等駐車対策協議会の開催状況

自転車等駐車対策協議会の開催回数	自治体数
0 回	26
1 回	23
2 回	4
3 回	5
4 回	2
1 0 回	2
1 4 回	1
随時	1
不明	1

2.5 協議会及び鉄道事業者との間で懸案となっている事項

- 協議会及び鉄道事業者との間で懸案となっている事項がある自治体は 43（25.9％）であった。
- 懸案事項の内容は、鉄道事業者による自転車駐車場設置、並びに自転車駐車場用地の提供についての問題が多い。また、鉄道高架化にともなう高架下の貸借や再開発事業計画に自転車駐車場を織り込むなど、新たな用地確保の機会に自転車駐車場を設置することに対する問題も挙げられている。鉄道事業者以外では、駅前、駅前商業ビル等の駐輪問題などが挙げられている。

① 協議会及び鉄道事業者の間で懸案となっている事項の有無



懸案事項の有無	実 数	構成比 (%)
有	43	25.9
無	123	74.1
合 計	166	100.0

※実数計は、対象自治体数。

② 協議会及び鉄道事業者の間で懸案事項となっている内容

懸案事項の内容	件 数
☐ 鉄道事業者による自転車駐車場設置、運営・管理について	13
☐ 鉄道事業者による自転車駐車場用地の提供の問題	9
☐ 鉄道事業者から提供される用地の賃借料の問題	5
☐ 駅前、駅前商業ビル等の駐輪問題	5
☐ 鉄道高架下、再開発施設等への自転車駐車場の設置について	4
☐ 協議会の運営について	3
☐ 鉄道事業者から提供される用地の立地条件の問題	2
☐ 駅から離れている中心市街地、商業地の放置自転車対策について	2
☐ 鉄道事業者から自治体への放置自転車に関する対応要求	2
☐ その他	5

協議会及び鉄道事業者との間で懸案となっている事項【具体例】

《北海道地区》

札幌市 駅周辺における駐輪場については、本来、乗り継ぎのための施設として鉄道事業者自らが整備すべきものとするが、事業者側には自ら整備しようという意識が薄く、用地の提供さえも積極的に協力を得られない場合が多い。

《東北地区》

福島市 J R 駅前自転車駐車場については、鉄道を利用し通勤・通学をする駅利用者が多いことから、施設整備・管理については行政側の責任で行うものの、用地賃借料については無償での協力を依頼しているが改善が図られない。

いわき市 新たな放置禁止区域（いわき駅前）の設定の必要性の有無、効果及び設定範囲について検討している。

《埼玉地区》

越谷市 東武伊勢崎線蒲生駅前の放置自転車対策として、鉄道事業者に対して、高架下の自転車駐輪場の設置・運営を要望中

《千葉地区》

船橋市 鉄道利用者が必要とする駐車場・駐輪場等の設置については、採算の関係で自家用車については民間企業も積極的に設置しているが、駐輪場の採算は度外視して鉄道事業者も積極的営業をしていただければと考えます。駅に近い所に駐輪場があれば高くても使いたいという問い合わせも多いので是非お願いしたい。また用地等の提供もお願いしたい。

八千代市 鉄道事業者との懸案事項として、沿線他市と用地の賃借料に差がある箇所が多く、統一した基準が必要なのではないかと思われる。

千葉市 鉄軌道事業者自ら行う、駐輪場の設置の実現に向けた協議を、今後も継続し行う。

市原市 J R 東日本に対し、駐輪場の整備あるいは駐輪場の用地提供等について協力依頼しているところであるが、協力が得られない。

柏市 ○午後や休日の買い物自転車利用に伴う放置対策：通勤や通学目的の放置自転車は減少したものの、買い物等による放置自転車は未だ多く存在する。これまで、街頭指導員の午後配置や駐輪場への誘導を行ってきたが、目に見える効果が得られなかったため、午後・休日の放置自転車撤去を検討中。

○路上駐輪場の整備：平成 18 年に道路法施行令の一部が改正され、条件付だが道路上に駐輪場の設置が認められた。本市でも、放置自転車が多い路上への駐輪場整備について、公安委員会等と協議を進めている。

○市営駐輪場の民営化：今後の駐輪場運営に関して、民間の活力を最大限に引き出すため、各種制度が抱える課題をできる限り回避する為、各駐輪場の実態に合わせた管理運営方式を選択する。下記 3 パターンで検討中である。

(1)道路占用制度 (2)指定管理者制度 (3)市直営

協議会及び鉄道事業者との間で懸案となっている事項【具体例】

《東京特別区》

- 豊島区 平成 16 年 6 月、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策に関する総合的促進に関する法律」に基づき、学識経験者、区議会議員、区民代表、警察、道路管理者、鉄道事業者、日本チェーンストア協会等を構成委員とした、「豊島区自転車等駐車対策協議会」を設置し、区長は協議会に対して「豊島区自転車等の駐車対策に関する総合計画(案)」の策定を諮問した。平成 18 年 3 月に協議会は「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画(案)」を答申し、平成 18 年 6 月、区はこれに基づいた「自転車等の駐車対策に関する総合計画」を策定した。平成 18 年度からは、毎年度 2 回協議会を開催し、「自転車等の駐車対策に関する総合計画」に基づく事業計画と事業の実施状況を検証している。
- 墨田区 鉄道事業者自身が自転車駐車を整備すべきであるが、実態としてはされていない。
- 新宿区 鉄道事業者による用地提供においても、残地や利用価値の少ない隙間地のようなところなので、とても駅の集客数に見合った広さの提供ではない。
- 千代田区 鉄道駅敷地内の自転車等駐車場の設置
- 北区 駐輪場の用地提供などについて、J R は鉄道事業者としての責務を果たしていない。
- 葛飾区 自転車駐車場用地の提供
- 杉並区 ○鉄道事業者（私鉄等）による独自の自転車駐車場対策。
○J R 各駅における自転車駐車場の不足。
- 練馬区 ○西武池袋線（練馬高野台駅～大泉学園駅）連続立体事業（平成 26 年度完成予定）に伴う、鉄道高架下の駐輪場用地確保。
○平成 19 年度の協議会は、協議会への報告案件に関する調査のために開催を見送った。
- 中野区 ○鷲ノ宮駅に西武鉄道(株)が設置している自転車駐車場の収容台数を増加させること。
○J R 東中野駅再開発に伴い自転車駐車場を設置すること。
○東京地下鉄(株)に土地を賃借して運営している中野富士見町自転車駐車場の賃料を無償とすること。
- 大田区 ○多摩川駅駐輪場の拡幅（鉄道敷きに接する部分）について、鉄道事業者と折衝中
○J R 蒲田駅前の放置自転車対策（「蒲田駅前自転車対策協議会」（H17.4.1）の設置はある）
○京急蒲田駅前、雑色駅前の放置自転車対策
○大鳥居駅前の放置自転車対策（京急経営の駐輪場収容可能台数増を要望中）
○穴守稲荷駅前の放置自転車対策

協議会及び鉄道事業者との間で懸案となっている事項【具体例】

《東京多摩地区》

- 武蔵野市 平成19年度の武蔵野市内ＪＲ３駅の乗入台数は非常に多く、東京都内で全てベスト10（三鷹駅1位、吉祥寺駅4位、武蔵境駅10位）に入っている。市で設置できる駐輪場には、土地の確保の問題等もあり限界があり、ＪＲ側に駐輪場を設置するよう要望している。現在、武蔵境駅の高架下利用について、鉄道事業者（ＪＲ東日本・西武）と協議中。
- 八王子市 駐輪場建設における、さらなる積極的な用地提供。線路敷（廃線等）の有効利用の促進。
- 国立市 現在工事中である国立駅の高架下部分に自転車駐車場を設置できるかどうか。
- 調布市 京王線連続立体交差事業跡地への自転車等駐車場の設置に係る具体的な設置台数、駐車場面積及び駐車場の形態。

《神奈川地区》

- 横浜市 横浜市では、放置禁止区域の各駅に「放置防止推進協議会」が設置されており、各区役所が事務局になっています。（全市的な協議会は設置していませんが、各協議会には鉄道事業者にも参加していただいています。）
- また、横浜市道路局では、市内すべての鉄道事業者をメンバーとした「横浜市鉄道駅放置自転車対策連絡会（通称：はま鉄自連）」を設置しています。はま鉄自連では、放置防止キャンペーンを行ったほか、民営自転車駐車場の見学会を開催したり、民営自転車駐車場建設費補助金の説明を行ったりしています。横浜市ではこれらの会合を通し、放置自転車対策について鉄道事業者の理解を深め、協力を要請しています。
- 川崎市 自転車等利用者の大半が鉄道利用者であるため、鉄道事業者による駐輪場整備が強く求められている。

《東海・中部地区》

- 静岡市 鉄道事業者の駐輪場に収容しきれない自転車等があり、現在路上放置状態になっている。そのため市民等から苦情が多数でているが、その対応（責任）を当事者の鉄道業者から市が行うよう要求されている。
- 桑名市 鉄道事業者として自費整備と管理運営を望んでいるが、当市の場合は平成22年3月までの借地契約が結ばれていることから、早急な無償供与といった事は難しいと考えられる。また、行政として今後も需要の増加が見込まれる中、単独での事業実施は経費面（管理委託料等）の負担が厳しく、連携協力体制をいかに構築できるかが大きな懸案となっている。
- 岐阜市 各鉄道駅周辺で、自転車駐車場が不足している場所について、自転車駐車場用地の提供を鉄道事業者に要望している。
- 民間自転車駐車場整備助成金制度の創設について

協議会及び鉄道事業者との間で懸案となっている事項【具体例】

《近畿地区》

大津市 自転車駐車場用地の賃借料の値下げについて。

京都市 ○駅周辺における自転車等駐車場の収容台数の不足及び自転車等駐車場の整備について
○商業施設に対する自転車駐車場付置義務の見直し（強化）について

《大阪地区》

河内長野市 自転車法では、地方公共団体は駅周辺での駐輪場設置努力が規定されており、一方、鉄道事業者は積極的に協力する旨の規定があるが、駅前駐輪場の利用者は、鉄道利用者がほとんどで、本来鉄道事業者が自主的に設置してもらいたいと考える。鉄道事業者から借地している駐輪場は市が有償借地し、市または、駐車場整備センターで運営しているが、市の財政再建による借地料の見直しにおいて、最近市が統一的に示した一定の借地料算定基準による値下げの交渉にも、スムーズに応じてもらえない鉄道事業者がある。

東大阪市 自転車駐車場の用地提供及び、鉄道事業者の責務、役割について協議している。

枚方市 駅前商業ビル前に駐輪している自転車・バイクの対策

《兵庫地区》

西宮市 鉄道事業者による、線路の高架事業に伴い、現存する自転車駐車場の代替について協議中。

芦屋市 鉄道、駅利用者による放置自転車の解消に向けて自転車駐車場の整備を求めている。

神戸市 鉄道の管理区域内での放置自転車の対応について

伊丹市 ○阪急伊丹駅周辺の自転車の駐輪について

○自転車駐輪場の整備

○放置自転車の対応について

《中国地区》

岡山市 駅周辺の放置自転車対策

《四国地区》

松山市 ○中央市街地の路上駐輪がひどく、減らすための方策。

○市営大街道駐輪場の利用率が10％程度のため、活用率の上がる方策。

《九州地区》

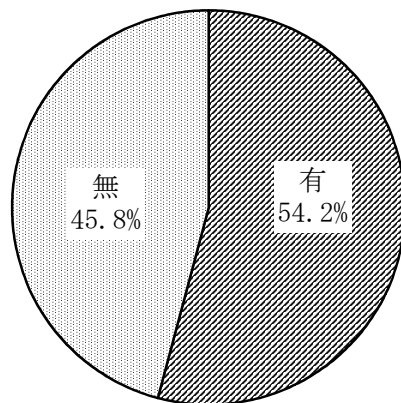
熊本市 鉄道事業者から駅周辺の駐輪場整備や整理指導員の配置の要望がある。

2.6 商店街、大型商業店舗における自転車駐車場設置について

2.6.1 商業施設に対する条例による附置義務に関すること

- 商業施設を対象とした附置義務条例を制定した自治体は90（54.2%）であった。
- 附置義務条例を制定した自治体の数は、昭和58年から60年にかけて多く、その後も増加率は鈍化しているが、年々増加している。
- 附置義務条例の中で、対象とする施設の用途は、「百貨店、スーパーマーケット、その他小売店、飲食店」、「遊技場」、「銀行」の3つが特に多く規定されている。
- 特に業態別の分類は無いが、店舗面積により設置を義務付けているところも多い。

① 商業施設を対象とした附置義務条例の有無

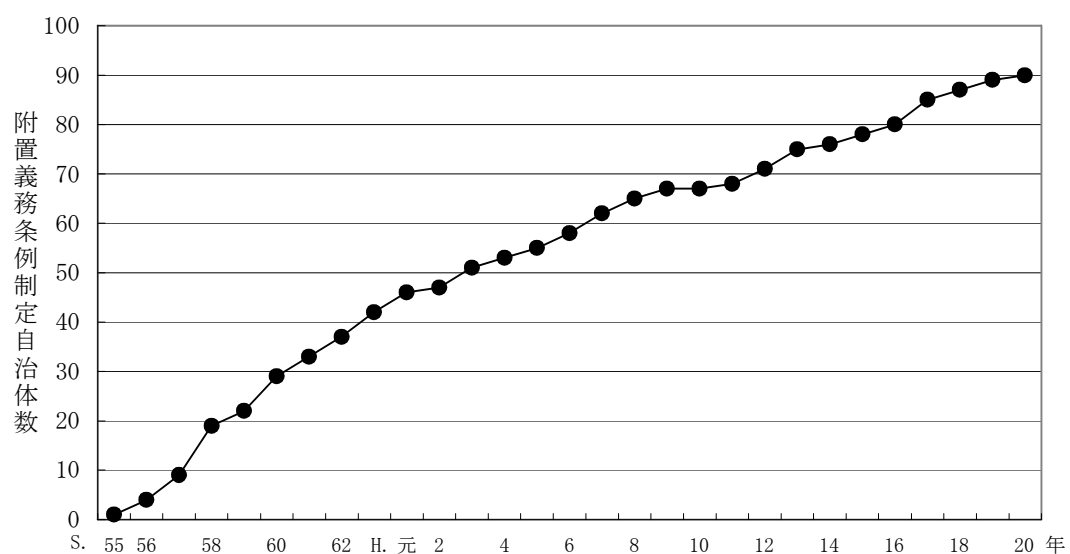


附置義務 条例の有無	実 数	構成比 (%)
有	90	54.2
無	76	45.8
合 計	166	100.0

※実数計は、対象自治体数。

※別条例で規定2件を含む。

② 商業施設を対象とした附置義務条例の制定状況の推移（制定自治体数の累計）



	昭 和										平 成									
	55	56	57	58	59	60	61	62	63		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10
実 数	1	3	5	10	3	7	4	4	5	4	1	4	2	2	3	4	3	2	0	
累 計	1	4	9	19	22	29	33	37	42	46	47	51	53	55	58	62	65	67	67	
	平 成																			
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20										
実 数	1	3	4	1	2	2	5	2	2	1										
累 計	68	71	75	76	78	80	85	87	89	90										

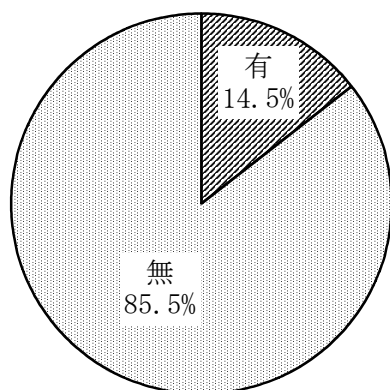
③ 附置義務基準の対象となる施設用途の設定状況

施設の用途	件 数
☐ 百貨店、スーパーマーケット、その他小売店舗、飲食店	39
☐ 遊技場	31
☐ 銀行	30
☐ 専門学校、学習施設	10
☐ 映画館、劇場、ホールディング場	7
☐ スポーツ施設	6
☐ 官公署	3
☐ 病院、診療所	2
☐ 事務所	1
☐ 業態別の分類無し（店舗面積による義務付け）	48

2.6.2 自治体が商店街に整備した自転車駐車場の設置状況

- 自治体が商店街に自転車駐車場を設置した事例は 24 自治体であった。
- 整備した自転車駐車場の利用形態は、箇所数では平面が 3 分の 2 を占めているが、収容台数では、平面 50.4%、立体 36.3%と立体駐車場の占める割合が高くなる。
- 料金は、無料が 28.9%、1 日 100 円が 52.6%、150 円が 6.6%で、有料が多い。ただし、有料であっても、最初の 1～2 時間を無料とする場合もあった。
- 自転車駐車場整備の特色として、「用地を民間から賃借して整備」、「公共空間（駅前広場地下等）を利用して整備」などが挙げられている。

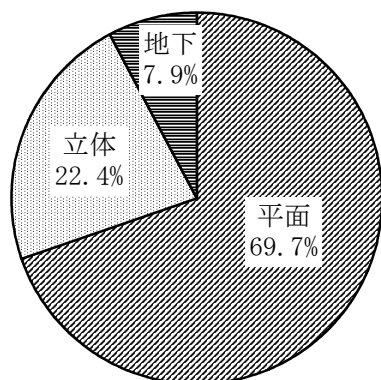
① 自治体が商店街に自転車駐車場を設置した事例の有無



事例等の有無	実数	構成比 (%)
有	24	14.5
無	142	85.5
合計	166	100.0

※実数計は、対象自治体数。

② 自治体が商店街に設置した自転車駐車場の利用形態内訳（箇所数）

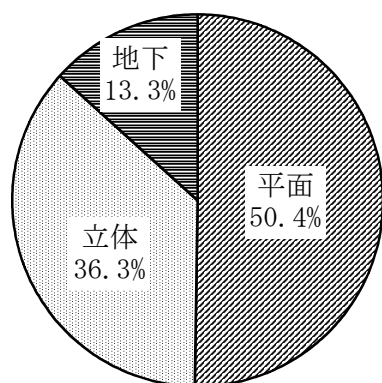


24 自治体が設置した 76 箇所の内訳

利用形態	実数	構成比 (%)
平面	53	69.7
立体	17	22.4
地下	6	7.9
合計	76	100.0

※実数は、箇所数。

③ 自治体が商店街に設置した自転車駐車場の利用形態内訳（収容台数）

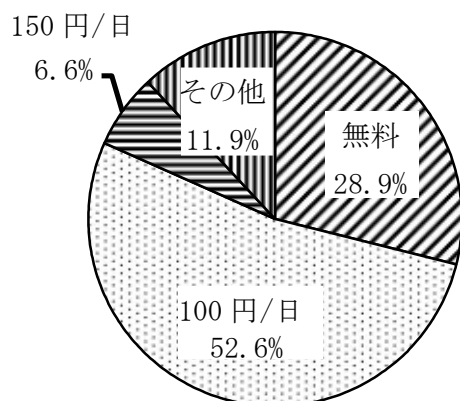


24 自治体が設置した 76 箇所の内訳

利用形態	実数	構成比 (%)
平面	17,599	50.4
立体	12,684	36.3
地下	4,641	13.3
合計	34,924	100.0

※実数は、収容台数。

④ 自治体が商店街に設置した自転車駐車場の料金内訳



24 自治体が設置した 76 箇所の内訳

設定料金	実数	構成比 (%)
無料	22	28.9
100 円 / 日	40	52.6
150 円 / 日	5	6.6
その他	9	11.9
合計	76	100.0

※実数は、箇所数。

⑤ 自治体が商店街に設置した自転車駐車場の特色

【自転車駐車場整備上の特色】

整備上の特色	件 数
☐ 用地を民間から賃借して整備	8
☐ 公共空間（駅前広場地下等）を利用して整備	7
☐ 公共用地（区有地等）に整備	4
☐ 道路上及び附属施設として整備	4
☐ 民地を購入して整備	3
☐ 再開発等と同時に整備	2
☐ 国有地を購入して整備	2
☐ 法人所有地を購入して整備	2

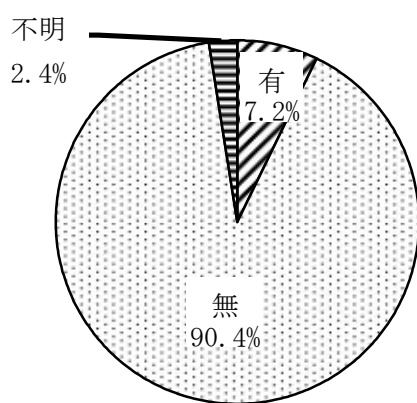
【自転車駐車場運営上の特色】

運営上の特色	件 数
☐ 買物客の利便性向上のため、2時間無料とした	3
☐ 日極、時間貸しのみ整備	3
☐ 市が設置し、商店会が管理・運営	2
☐ 駅前の駐輪対策の一環として整備	1

2.6.3 商店街自らが商店街内に自転車駐車を設置した事例

- 商店街が自ら商店街内に自転車駐車を設置した事例は12自治体であった。
- この12自治体の設置状況をみると、合計で36箇所、収容台数が3,999台（不明分を除く）であった。
- 料金は、無料が12箇所あり、2時間程度の無料時間帯を設定した例もある。1日料金については、100～150円が多い。

① 商店街自らが商店街内に自転車駐車を設置した事例の有無



事例等の有無	実数	構成比 (%)
有	12	7.2
無	150	90.4
不明	4	2.4
合計	166	100.0

※実数計は、対象自治体数。

② 事例の概要

【商店街自らが設置した自転車駐車の事例】

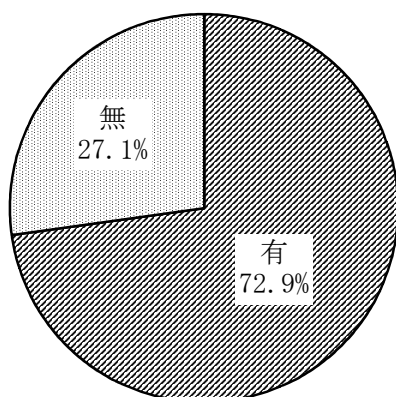
自治体名	箇所数	収容台数	料金
秋田市	1	800	100円/24時間
世田谷区	1	200	50円/時間
杉並区	1	104	1時間無料、100円（6時間ごと）
江戸川区	2	1,290	1時間無料、100円/日（自転車）、200円（原付）
茅ヶ崎市	13	不明	2時間無料
静岡市	1	130	無料
京都市	4	97	無料
河内長野市	1	208	2時間無料、100円/6時間
池田市	1	250	150円（自転車）、300円（原付）
尼崎市	2	40	無料
神戸市	1	180	90分無料、100円/8時間
高松市	8	700	5箇所無料、3時間以降100円/日（3箇所）
合計	36	3,999	（1箇所不明台数を除く）

2.7 駅周辺に立地する商店街、大型商業店舗の周辺における放置自転車対策について

2.7.1 放置自転車撤去に関すること

- 事例を挙げた自治体は121であった。
- 挙げられた事例は、「店舗開店前の放置自転車撤去」が33自治体で最も多く、次に、「通勤・通学等とともに一律に放置自転車を撤去」が23自治体、「放置禁止区域内の放置自転車を撤去」が17自治体であった。また、「ある時間帯に警告を行い、一定時間を経て撤去する」が12自治体であった。
- 特徴的な事例としては、自治体の積極的な姿勢や、道路管理者が主体となった取り組みなどがあった。

① 商店街等の周辺において、自治体が行っている対策事例の有無



事例等の有無	実 数	構成比 (%)
有	121	72.9
無	45	27.1
合 計	166	100.0

※実数計は、対象自治体数。

② 事例の概要

【自治体が実施している具体的な内容】

協力事例	件 数
☐ 店舗開店前の放置自転車撤去	33
☐ 通勤・通学等とともに一律に放置自転車を撤去	23
☐ 放置禁止区域内の放置自転車を撤去	17
☐ ある時間帯に警告を行い、一定時間を経て撤去する	12
☐ 特別な対応はしていない	6
☐ 不定期に放置自転車を撤去	6
☐ 複数回（例えば、午前、午後等）放置自転車を撤去	4
☐ 放置自転車に指導、注意を実施	3
☐ その他	17
合 計	121

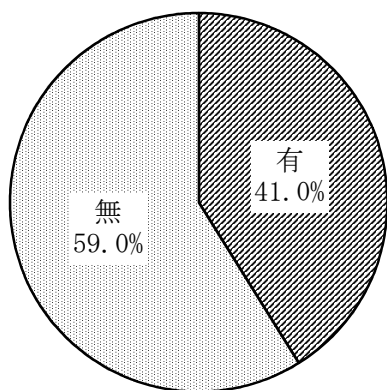
③ 特徴的な自治体の対策事例

- ・区が定めた「自転車放置禁止区域」内にある商店街や大型商業施設については、区の方針を説明し、店舗としてもご協力いただくよう依頼。
- ・通勤・通学の放置自転車と同様に一律に撤去することが困難であるため、午前中に撤去を行っている。また、大型商業店舗等の敷地内は撤去対象にならないため、有料ラック等の駐輪場設置を支援又は自己防衛するよう促している。
- ・規制区域は主に商店街が指定され、買い物客を考慮し、札を付けてから2時間の猶予をおいて撤去している。
- ・放置自転車を移送する時点では、どのような理由や事情で自転車が放置されているか不明であることから、放置されているという事実確認（現認）に基づき移送を行っている。
- ・初めて道路管理者が主体となり、放置整理区域外にある大型商業施設の店舗開店1時間前までに放置されていた自転車の撤去を行った。
- ・駅周辺企業（商業施設者等）の理解と協力を頂き「駅周辺放置自転車対策審議会」を設けて、そのなかで協議し、放置自転車対策の指導員を配置した対策（指導員の経費につき周辺企業が各自応分の負担）を実施し駅周辺の放置自転車対策に非常に効果をあげた。
- ・早朝7時から12時まで警告札を付け、朝9時から17時まで自転車の撤去を行っている。

2.7.2 商店街や店舗との協力事例に関すること

- 事例を挙げた自治体は68であった。
- 挙げられた事例は、クリーンキャンペーンが圧倒的に多い。
- その他では、放置自転車に警告札を貼る啓発活動や、啓発チラシ、ポスターなどの広報媒体を活用した啓発、整理員、場合によってはガードマンを配置して、駐輪場への誘導を行っている自治体もあった。
- 特徴的な事例としては、駅周辺の企業や商店街も協力した放置自転車キャンペーンの実施があった。

① 商店街や店舗との協力事例の有無



事例等の有無	実数	構成比 (%)
有	68	41.0
無	98	59.0
合 計	166	100.0

※実数計は、対象自治体数。

② 事例の概要

【協力事例の具体的な内容】

協力事例	件数
☐ クリーンキャンペーンの実施	41
☐ 放置自転車に警告札等を貼って啓発活動を実施	6
☐ 啓発チラシ配布、ポスター・駐輪場マップ等の掲示	6
☐ 整理員等による駐輪場への誘導、案内	5
☐ 駐輪場設置、運営	4
☐ その他	14
合 計	76

※協力事例は、複数回答があったため、①の実数と件数が合っていない。

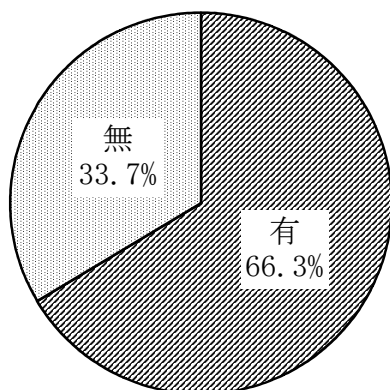
③ 特徴的な商店街や店舗との協力事例

- ・ 駅周辺の多数の企業、商店街と共に放置自転車追放キャンペーンを行っている。
- ・ 放置自転車クリーンキャンペーンに地元商店街が参加している。
- ・ 店舗側にガードマンの配置と自転車整理の依頼。
- ・ 定期的に地元商店街で店舗開店前に撤去・移動を行っている。
- ・ 買い物客に札を渡し、自転車に取付け、放置自転車との区別をつけてもらっている。
- ・ 商店街及び商業施設の設置した自転車駐車施設を市で紹介。
- ・ 商店街放送の実施、街頭ティッシュ配布。
- ・ 駅周辺駐輪場マップの掲示を依頼。
- ・ 商店街が費用を負担する駐輪券を出してもらい、駐輪場を利用してもらっている。
- ・ 定期的に商店街組合・大型商業店舗管理組合との会合の機会を設け、情報交換、対策について協議を行っている。
- ・ 区が無償提供した土地を活用した駐輪場を自主運営している。
- ・ 店内に長時間滞在されるお客様に、市営駐輪場の利用、又は民有地内に駐車していただくように説明。
- ・ 市内の高校においても、通学時間帯に校門前でキャンペーンを実施。
- ・ 商店組合に、警告エフ（警告札）やテープを渡し啓発活動を行ってもらっている。
- ・ 駅隣接大型店より、駐輪場用地を一部無償で借りている。

2.8 その他自由意見

- 事例を挙げた自治体は110あり、その中で苦慮している事例が102件、成功した事例が44件であった。
- 苦慮している事例としては、用地確保が最も多く、買物目的の放置対策、撤去が難しい民地境界や規制区域外の放置対策を挙げている。
また、自転車駐車場自体の不足を挙げる自治体も多い。
- 成功した事例としては、まちづくりの観点や集中的な対策等、総合的に対応している場合が多い。その他、撤去頻度の増加、民間委託等も成功事例として挙げられた。

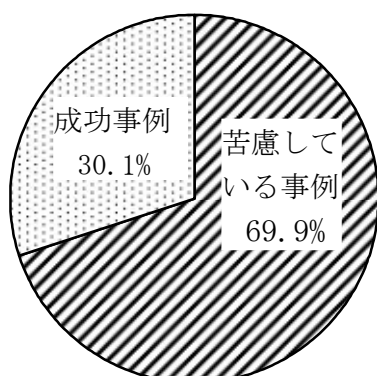
① 放置自転車対策を進めるにあたり苦慮している事例、成功した事例などの有無



事例等の有無	実数	構成比 (%)
有	110	66.3
無	56	33.7
合計	166	100.0

※実数計は、対象自治体数。

② 事例の内容



事例の内容	実数	構成比 (%)
苦慮している事例	102	69.9
成功事例	44	30.1
合計	146	100.0

※双方回答の場合あり。

③ 事例の概要

【苦慮している事例】

苦慮している事例の内容	件 数
☐ 用地確保	13
☐ 商業地の買物等の放置自転車	12
☐ 附置義務前設置の施設や禁止区域外などの放置対策	11
☐ 公開空地、民地境界等の放置対策	11
☐ 撤去後や撤去をしていない時の放置対策	8
☐ 附置義務自転車駐車場の不足	7
☐ 自転車駐車場の不足	7
☐ 利用者のマナー（長期放置、不要自転車の放置等）	5
☐ 撤去自転車の保管場所不足	4
☐ その他	24
合 計	102

【成功事例】

成功事例の内容	件 数
☐ 総合的に対策を実施	10
☐ 駐車場所の確保	9
☐ 撤去頻度の増加	6
☐ 警察や商業者等の他事業者との協力	6
☐ 対策の民間等への委託	5
☐ 指導員等による呼びかけ	4
☐ 放置禁止区域の指定	2
☐ 料金の工夫	2
合 計	44

【特徴的な事例】

特徴的な事例の内容
☐ 市が賃貸借したバスステーション敷地内の土地に、サイクリングターミナル施設を整備
☐ 市を走行する全ての方を対象に自転車安全利用講習会を開催し、講習会の受講認定者に対しては駐輪場の優先権やT Sマーク保険の補助（市民のみ）を実施
☐ 駅前自転車駐車場の3時間無料化の実施
☐ 利便性に応じ利用料金に格差を設けたところ、利便性の低い施設の利用率が大幅に向上
☐ 駅がないが、隣接市に整理員を派遣
☐ J R東日本と「確認書」を締結、駅前広場に放置された自転車を撤去

3. 前回調査との比較

(1) 比較にあたっての前提条件

今回実施した自転車対策事業状況調査は、過去に同様の調査が実施されており、その結果との比較を行った。

【比較に使用した調査結果】

「鉄道事業者の対応状況アンケート集計結果（1997.3）全国自転車問題自治体連絡協議会」

前回調査は、平成6年6月20日以降、平成8年5月1日迄の鉄道事業者の対応状況についてアンケート調査を実施してまとめたものである。

回答自治体数は180であるが、その後会員の入退会や市町村合併などにより、今回の対象自治体数は166となった。

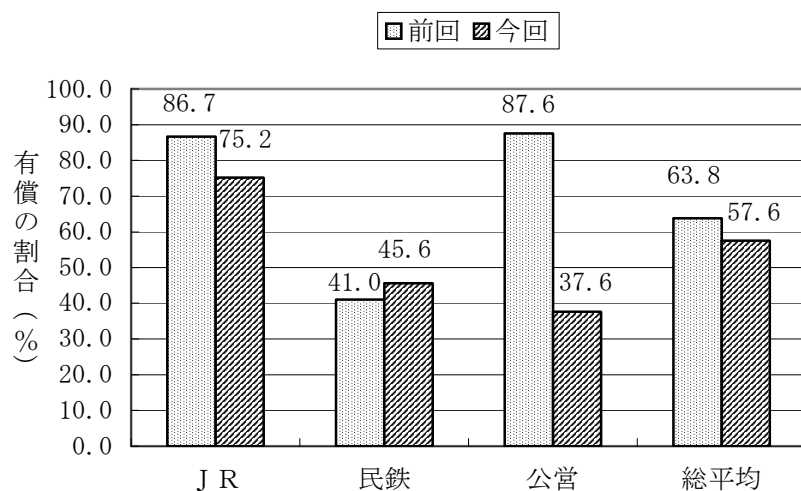
会員の内訳は異なるが、前回からの変化を把握するという観点から、回収したデータをもとに比較を行っている。

(2) 前回調査との比較結果

- 鉄道事業者から提供を受けた自転車駐車場用地は、前回の817箇所から1,090箇所（有償・無償、課税・非課税の不明分を含む）に約30%増加している。
- 鉄道事業者から提供を受けた自転車駐車場用地について、有償の割合は全体的には63.8%から57.6%に減少している。事業者別にみるとJRと公営交通は減っているが、民鉄は41.0%から45.6%に増加している。
- 有償で提供された用地の単価は、総平均で2,318円から2,819円に約20%増加している。中でも民鉄の平均単価は1,856円から3,213円と大幅に増加している。
- 鉄道事業者が自ら設置した自転車駐車場は、前回JR3箇所、民鉄6箇所しかなかったが、今回はJR58箇所、民鉄295箇所、公営交通58箇所に増加している。
- 鉄道事業者の用地提供以外の協力については、協力のあった割合が23.9%から31.3%に7.4%増加している。
- 自転車等駐車対策協議会の設置状況は、前回の数値と同様に改正自転車法が施行された平成6年6月20日以降に設置された協議会を対象としたが、前回26自治体から今回39自治体に増加し、設置済の割合も14.4%から23.5%に9.1%増加した。
- 自転車等駐車対策協議会および鉄道事業者との間の懸案事項について、懸案事項がある自治体の割合は、前回24.4%、今回25.9%でやや増加しており、依然として懸案事項をかかえた自治体が存在している。

なお、ここに示した内容は、以下の図表を参照している。

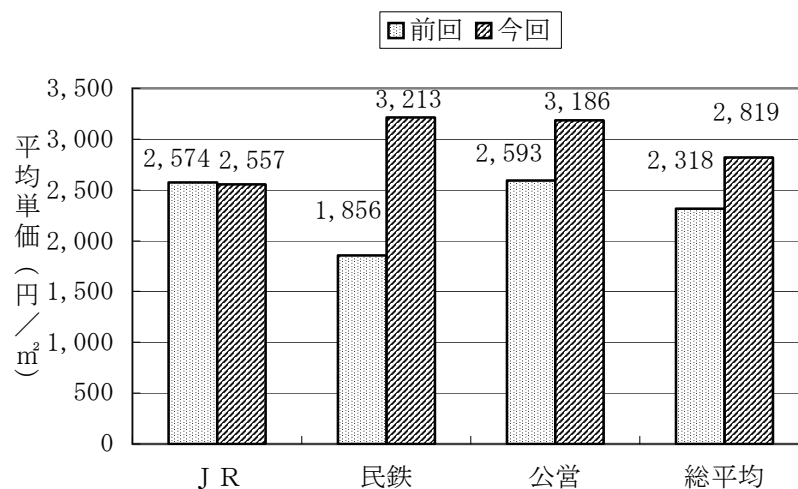
① 鉄道事業者の用地提供における有償の割合



事業者	前 回			今 回		
	有償 (箇所)	全体 (箇所)	有償割合 (%)	有償 (箇所)	全体 (箇所)	有償割合 (%)
J R	267	308	86.7	354	471	75.2
民 鉄	169	412	41.0	236	518	45.6
公 営	85	97	87.6	38	101	37.6
総平均	521	817	63.8	628	1,090	57.6

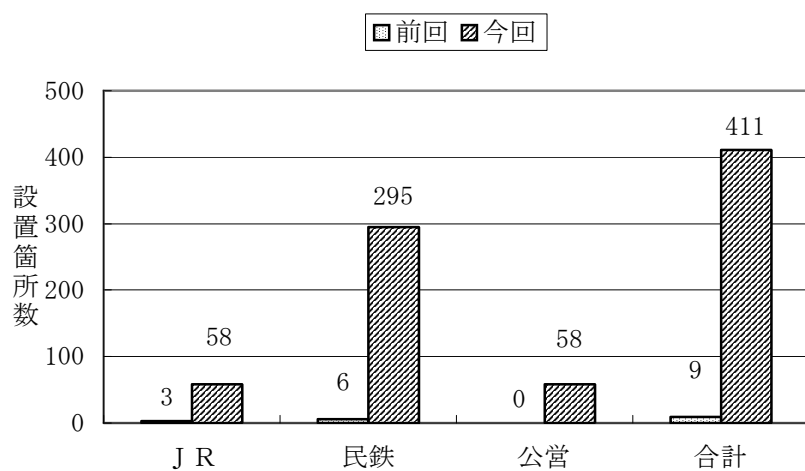
※今回の箇所数は、有償・無償、課税・非課税の不明分を含む。

② 鉄道事業者の用地提供における平均単価



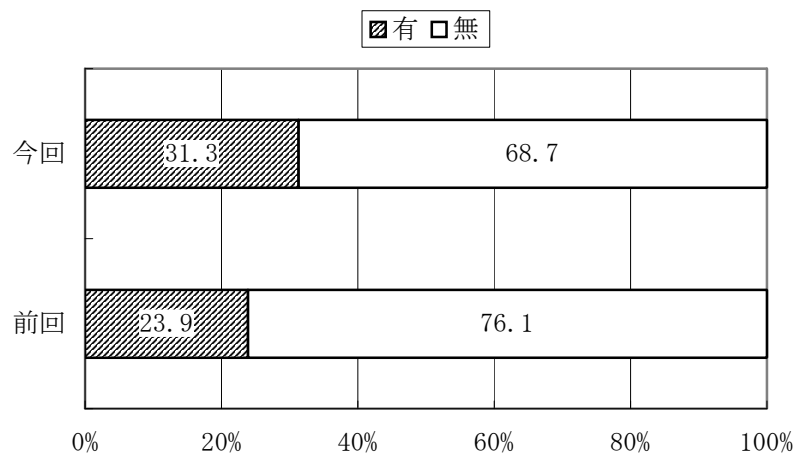
事業者	平均単価 (円/㎡)	
	前回	今回
J R	2,574	2,557
民 鉄	1,856	3,213
公 営	2,593	3,186
総平均	2,318	2,819

③ 鉄道事業者自らが設置した自転車駐車場の設置状況



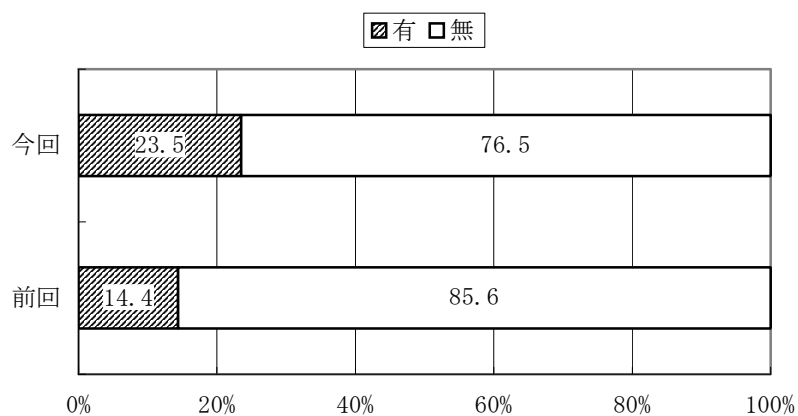
事業者	自ら設置した箇所数	
	前回	今回
J R	3	58
民鉄	6	295
公営	0	58
合計	9	411

④ 鉄道事業者の用地提供以外の協力の有無



事業者	用地提供以外の協力	
	前回	今回
有	23.9	31.3
無	76.1	68.7
合計	100.0	100.0

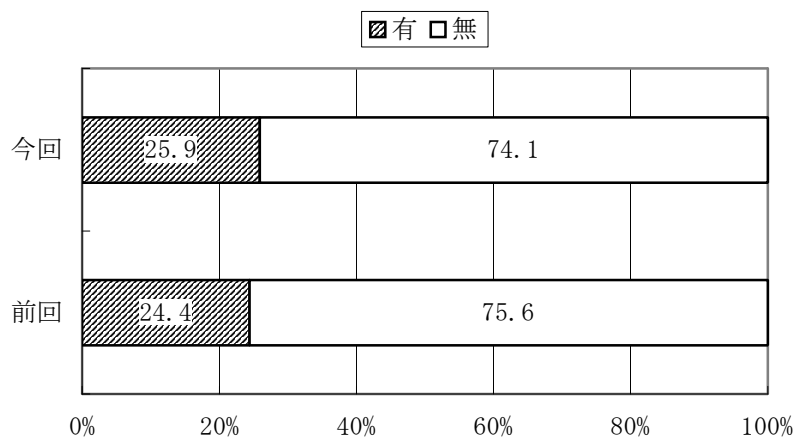
⑤ 自転車等駐車対策協議会の設置状況



改正自転車法が施行された平成6年6月以降の設置

	協議会の設置			
	前回		今回	
	自治体数	割合 (%)	自治体数	割合 (%)
設置済	26	14.4	39	23.5
対象自治体数	180		166	

⑥ 自転車等駐車対策協議会および鉄道事業者との間の懸案事項の有無



事業者	懸案事項の有無	
	前回	今回
有	24.4	25.9
無	75.6	74.1
合 計	100.0	100.0

4. 地区別の集計結果

各調査項目の中で、地区別の比較が可能な項目について整理を行った。

(1) 鉄道事業者からの用地の提供状況

1) 用地提供の場合

地区名	箇所数（箇所）		収容台数 （台）	借地面積 （㎡）	借地料 （円/年）	借地単価 （円/㎡/年）
	全体	有償				
1. 北海道地区	44	4	8,982	563	593,400	1,054
2. 東北地区	28	27	7,684	7,848	17,387,917	2,216
3. 北関東地区	9	7	6,204	2,860	11,175,620	3,908
4. 埼玉地区	41	25	35,522	20,408	62,929,744	3,084
5. 千葉地区	103	77	82,684	54,951	93,254,218	1,697
6. 東京特別区	109	69	70,301	38,088	119,466,374	3,137
7. 東京多摩地区	64	36	36,037	14,051	43,316,068	3,083
8. 神奈川地区	27	21	15,249	8,077	67,372,754	8,341
9. 北陸地区	49	29	5,873	4,080	4,973,869	1,219
10. 東海・中部地区	168	103	49,219	32,816	79,877,128	2,434
11. 近畿地区	26	23	11,848	14,539	33,276,500	2,289
12. 大阪地区	94	53	51,307	22,463	48,573,358	2,162
13. 兵庫地区	73	25	19,957	9,089	32,996,644	3,630
14. 中国地区	60	28	19,424	9,810	25,245,825	2,573
15. 四国地区	33	14	6,467	4,461	4,095,400	918
16. 九州地区	73	36	30,751	16,007	35,047,000	2,189

都市規模	箇所数（箇所）		収容台数 （台）	借地面積 （㎡）	借地料 （円/年）	借地単価 （円/㎡/年）
	全体	有償				
1. 政令指定都市(17市)	371	193	129,896	70,201	197,191,246	2,809
2. 中核市（27市）	224	124	77,129	45,506	93,243,221	2,049
3. 東京都心3区	2	1	500	469	7,316,400	15,600
4. 東京周辺11区	32	14	9,006	4,648	13,010,721	2,799
5. 東京外周9区	75	54	60,795	32,971	99,139,253	3,007
6. 東京23区計	109	69	70,301	38,088	119,466,374	3,137
7. その他	297	191	180,183	106,316	269,680,978	2,537

※実数には、有償・無償、課税・非課税の不明分を含む。

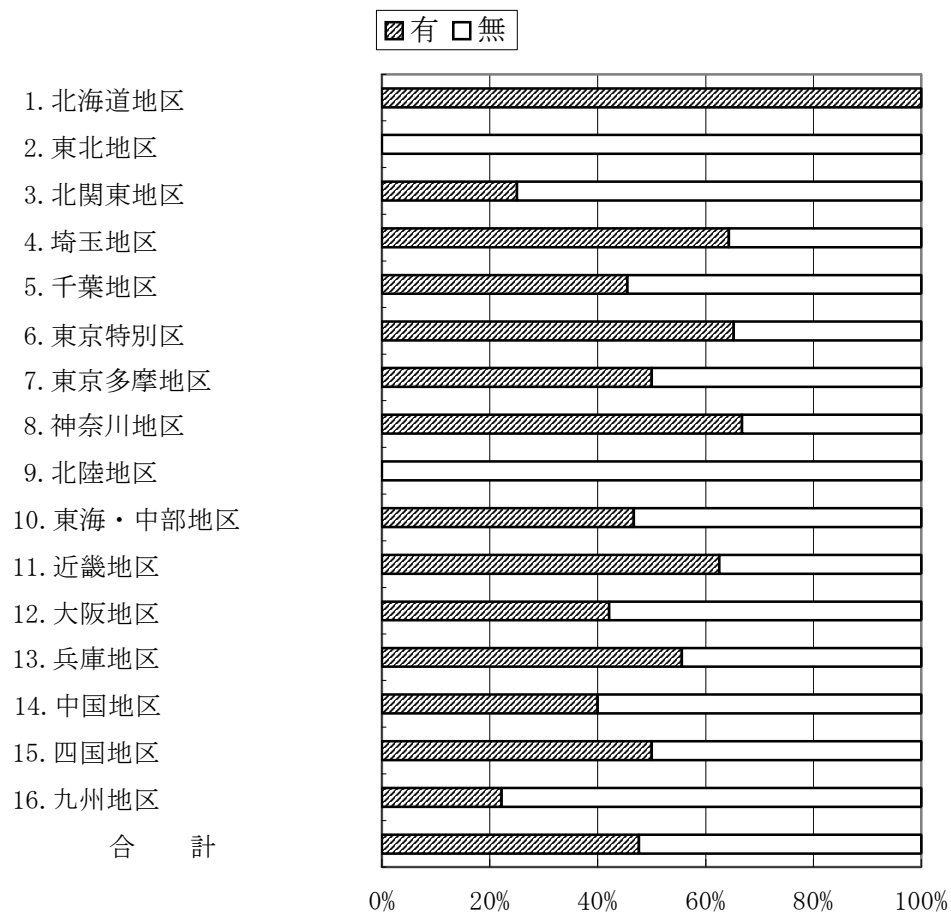
2) 用地買収の場合

用地買収事例のあった地区の整備状況

地区名	整備箇所数 (箇所)	収容台数 (台)	買収単価 (円/㎡)
1. 北海道地区	0	0	—
2. 東北地区	18	3,652	27,568
3. 北関東地区	5	2,759	7,462
4. 埼玉地区	5	5,023	231,693
5. 千葉地区	4	—	331,842
6. 東京特別区	1	1,100	260,244
7. 東京多摩地区	10	10,365	2,014,163
8. 神奈川地区	2	941	193,973
9. 北陸地区	24	5,327	175
10. 東海・中部地区	2	2,104	95,347
11. 近畿地区	2	956	1,565,469
12. 大阪地区	1	3,934	361,598
13. 兵庫地区	2	1,994	102,911
14. 中国地区	14	6,812	76,471
15. 四国地区	3	648	231,218
16. 九州地区	12	3,052	178,431

(2) 鉄道事業者独自による自転車駐車場整備状況

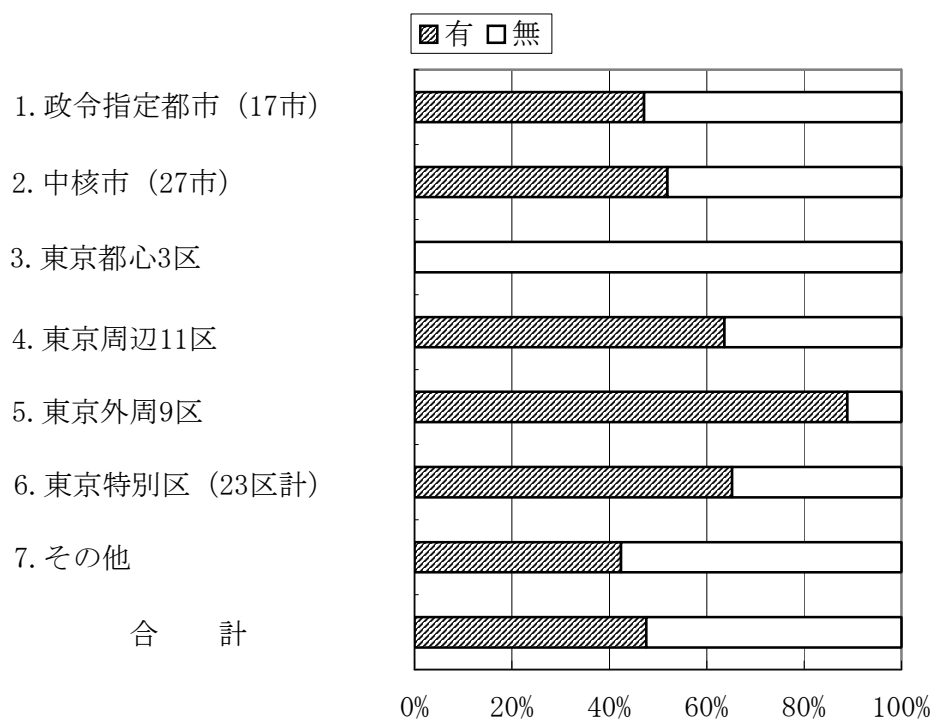
①地区別の比較



独自に整備した 自転車駐車場の有無	実数			構成比 (%)		
	有	無	計	有	無	計
1. 北海道地区	1	0	1	100.0	0.0	100.0
2. 東北地区	0	8	8	0.0	100.0	100.0
3. 北関東地区	2	6	8	25.0	75.0	100.0
4. 埼玉地区	9	5	14	64.3	35.7	100.0
5. 千葉地区	5	6	11	45.5	54.5	100.0
6. 東京特別区	15	8	23	65.2	34.8	100.0
7. 東京多摩地区	10	10	20	50.0	50.0	100.0
8. 神奈川地区	6	3	9	66.7	33.3	100.0
9. 北陸地区	0	3	3	0.0	100.0	100.0
10. 東海・中部地区	7	8	15	46.7	53.3	100.0
11. 近畿地区	5	3	8	62.5	37.5	100.0
12. 大阪地区	8	11	19	42.1	57.9	100.0
13. 兵庫地区	5	4	9	55.6	44.4	100.0
14. 中国地区	2	3	5	40.0	60.0	100.0
15. 四国地区	2	2	4	50.0	50.0	100.0
16. 九州地区	2	7	9	22.2	77.8	100.0
合 計	79	87	166	47.6	52.4	100.0

※実数計は、対象自治体数。

②都市規模別の比較



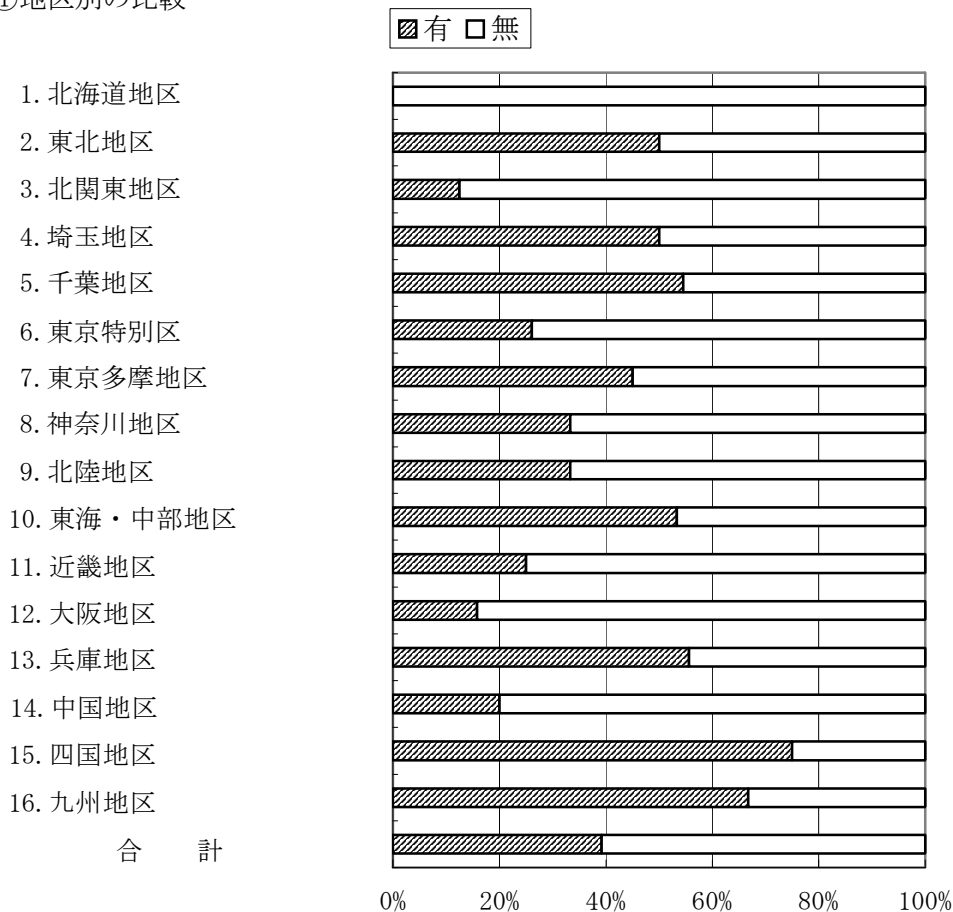
独自に整備した 自転車駐車場の有無	実数			構成比 (%)		
	有	無	計	有	無	計
1. 政令指定都市(17市)	8	9	17	47.1	52.9	100.0
2. 中核市 (27市)	14	13	27	51.9	48.1	100.0
3. 東京都心3区	0	3	3	0.0	100.0	100.0
4. 東京周辺11区	7	4	11	63.6	36.4	100.0
5. 東京外周9区	8	1	9	88.9	11.1	100.0
6. 東京特別区 (23区計)	15	8	23	65.2	34.8	100.0
7. その他	42	57	99	42.4	57.6	100.0
合 計	79	87	166	47.6	52.4	100.0

※実数計は、対象自治体数。

(3) 各自治体の自転車等駐車対策協議会の設置状況

1) 自転車等駐車対策協議会の有無

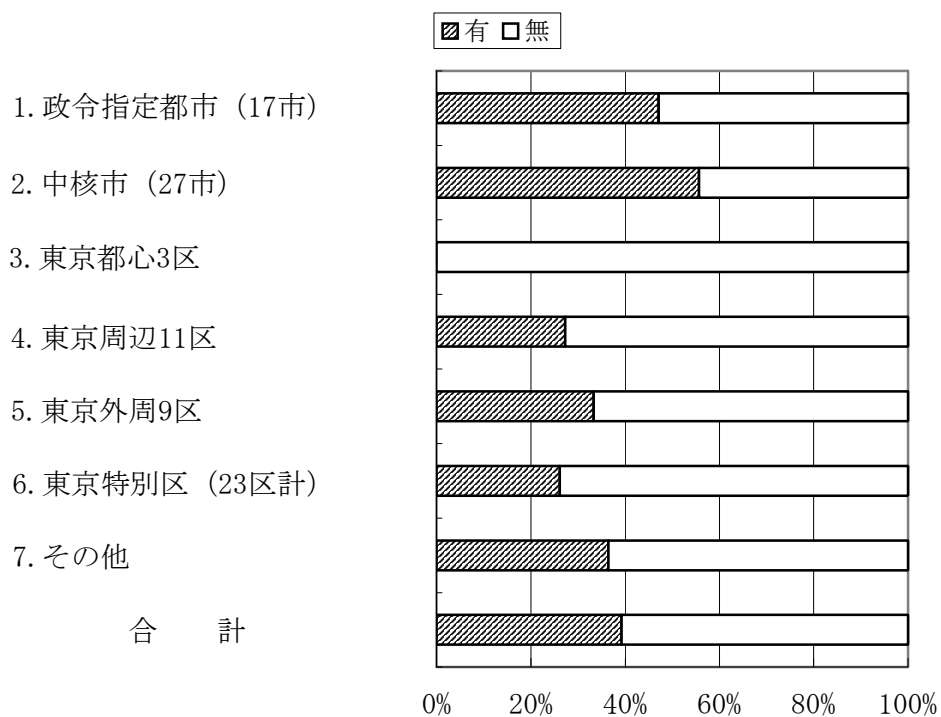
①地区別の比較



自転車等駐車対策協議会の有無	実数			構成比 (%)		
	有	無	計	有	無	計
1. 北海道地区	0	1	1	0.0	100.0	100.0
2. 東北地区	4	4	8	50.0	50.0	100.0
3. 北関東地区	1	7	8	12.5	87.5	100.0
4. 埼玉地区	7	7	14	50.0	50.0	100.0
5. 千葉地区	6	5	11	54.5	45.5	100.0
6. 東京特別区	6	17	23	26.1	73.9	100.0
7. 東京多摩地区	9	11	20	45.0	55.0	100.0
8. 神奈川地区	3	6	9	33.3	66.7	100.0
9. 北陸地区	1	2	3	33.3	66.7	100.0
10. 東海・中部地区	8	7	15	53.3	46.7	100.0
11. 近畿地区	2	6	8	25.0	75.0	100.0
12. 大阪地区	3	16	19	15.8	84.2	100.0
13. 兵庫地区	5	4	9	55.6	44.4	100.0
14. 中国地区	1	4	5	20.0	80.0	100.0
15. 四国地区	3	1	4	75.0	25.0	100.0
16. 九州地区	6	3	9	66.7	33.3	100.0
合 計	65	101	166	39.2	60.8	100.0

※実数計は、対象自治体数。

②都市規模別の比較

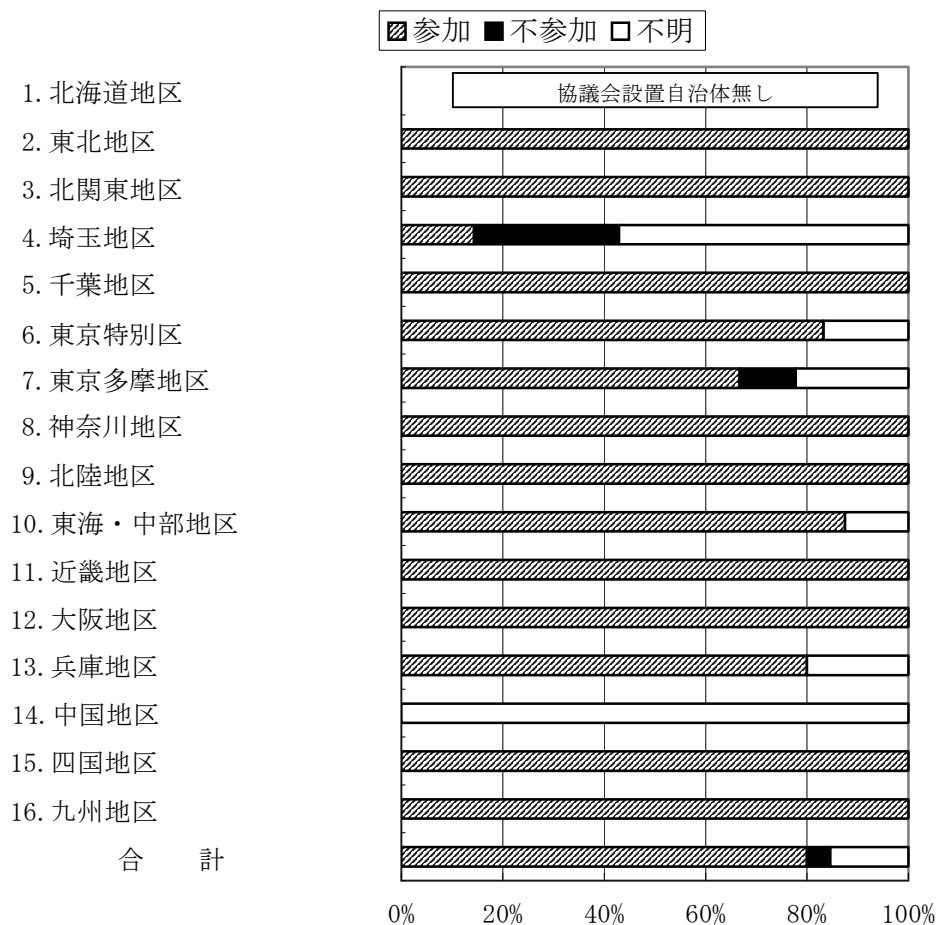


自転車等駐車対策 協議会の有無	実数			構成比 (%)		
	有	無	計	有	無	計
1. 政令指定都市(17市)	8	9	17	47.1	52.9	100.0
2. 中核市 (27市)	15	12	27	55.6	44.4	100.0
3. 東京都心 3 区	0	3	3	0.0	100.0	100.0
4. 東京周辺11区	3	8	11	27.3	72.7	100.0
5. 東京外周9区	3	6	9	33.3	66.7	100.0
6. 東京特別区 (23区計)	6	17	23	26.1	73.9	100.0
7. その他	36	63	99	36.4	63.6	100.0
合 計	65	101	166	39.2	60.8	100.0

※実数計は、対象自治体数。

2) 自転車等駐車対策協議会への鉄道事業者参加の有無

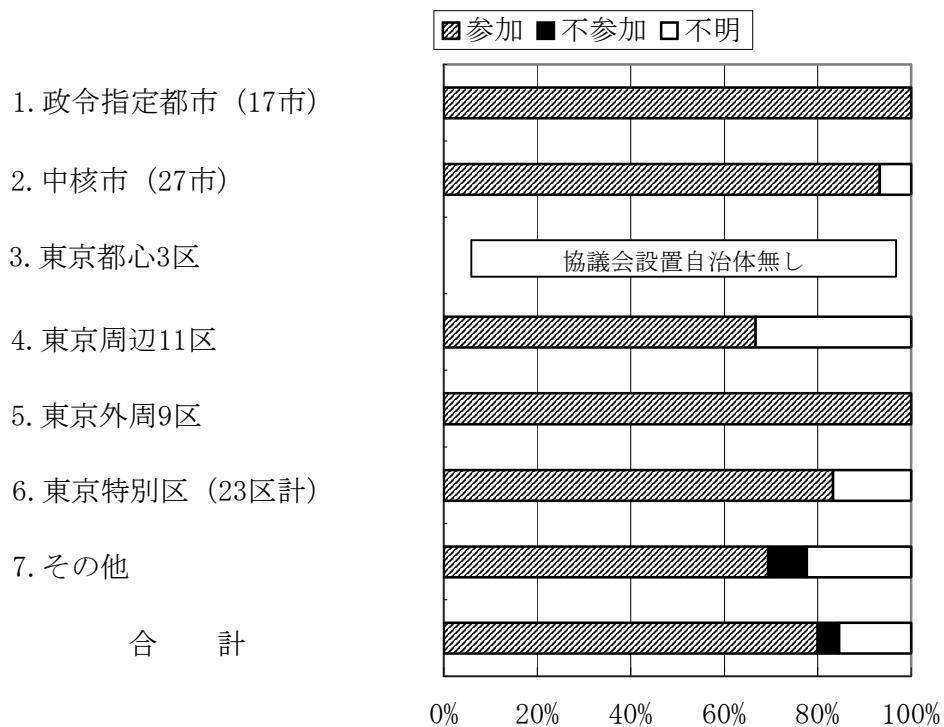
①地区別の比較



協議会への鉄道事業者参加の有無	実数				構成比 (%)			
	参加	不参加	不明	計	参加	不参加	不明	計
1. 北海道地区	0	0	0	0	—	—	—	—
2. 東北地区	4	0	0	4	100.0	0.0	0.0	100.0
3. 北関東地区	1	0	0	1	100.0	0.0	0.0	100.0
4. 埼玉地区	1	2	4	7	14.3	28.6	57.1	100.0
5. 千葉地区	6	0	0	6	100.0	0.0	0.0	100.0
6. 東京特別区	5	0	1	6	83.3	0.0	16.7	100.0
7. 東京多摩地区	6	1	2	9	66.7	11.1	22.2	100.0
8. 神奈川地区	3	0	0	3	100.0	0.0	0.0	100.0
9. 北陸地区	1	0	0	1	100.0	0.0	0.0	100.0
10. 東海・中部地区	7	0	1	8	87.5	0.0	12.5	100.0
11. 近畿地区	2	0	0	2	100.0	0.0	0.0	100.0
12. 大阪地区	3	0	0	3	100.0	0.0	0.0	100.0
13. 兵庫地区	4	0	1	5	80.0	0.0	20.0	100.0
14. 中国地区	0	0	1	1	0.0	0.0	100.0	100.0
15. 四国地区	3	0	0	3	100.0	0.0	0.0	100.0
16. 九州地区	6	0	0	6	100.0	0.0	0.0	100.0
合 計	52	3	10	65	80.0	4.6	15.4	100.0

※実数計は、対象自治体数。

②都市規模別の比較

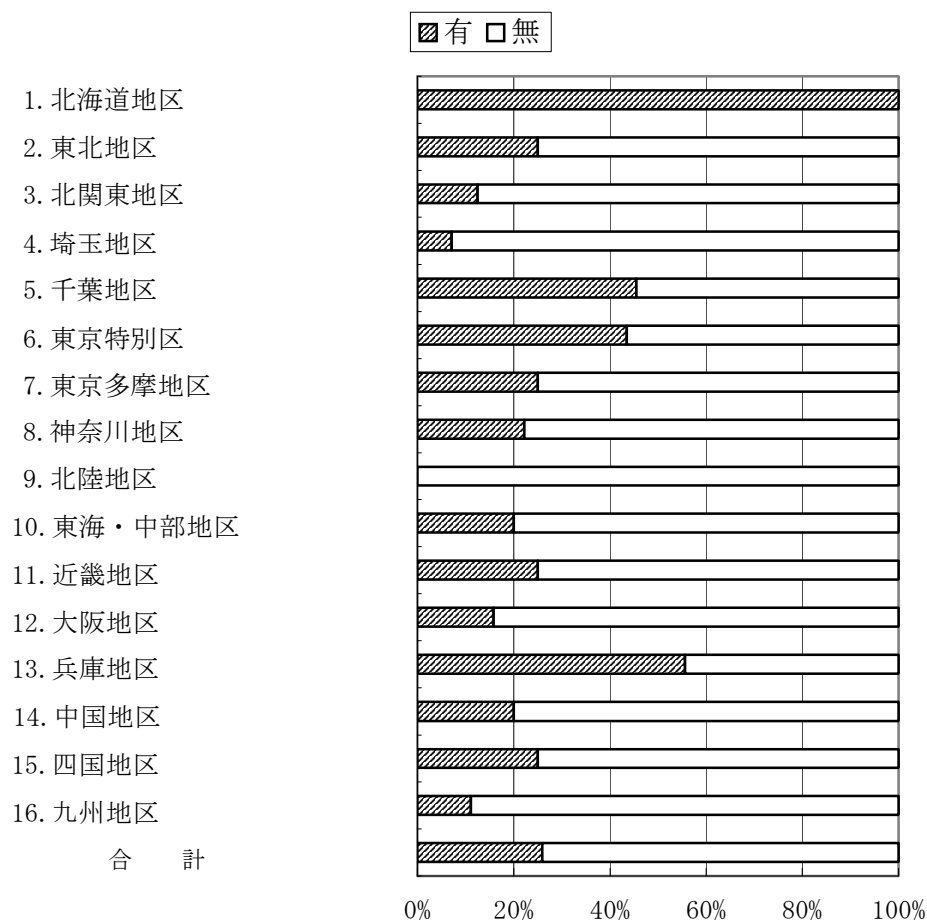


協議会への鉄道 事業者参加の有無	実数				構成比 (%)			
	参加	不参加	不明	計	参加	不参加	不明	計
1. 政令指定都市(17市)	8	0	0	8	100.0	0.0	0.0	100.0
2. 中核市 (27市)	14	0	1	15	93.3	0.0	6.7	100.0
3. 東京都心3区	0	0	0	0	—	—	—	—
4. 東京周辺11区	2	0	1	3	66.7	0.0	33.3	100.0
5. 東京外周9区	3	0	0	3	100.0	0.0	0.0	100.0
6. 東京特別区 (23区計)	5	0	1	6	83.3	0.0	16.7	100.0
7. その他	25	3	8	36	69.4	8.3	22.3	100.0
合 計	52	3	10	65	80.0	4.6	15.4	100.0

※実数計は、対象自治体数。

(4) 協議会および鉄道事業者との間の懸案事項

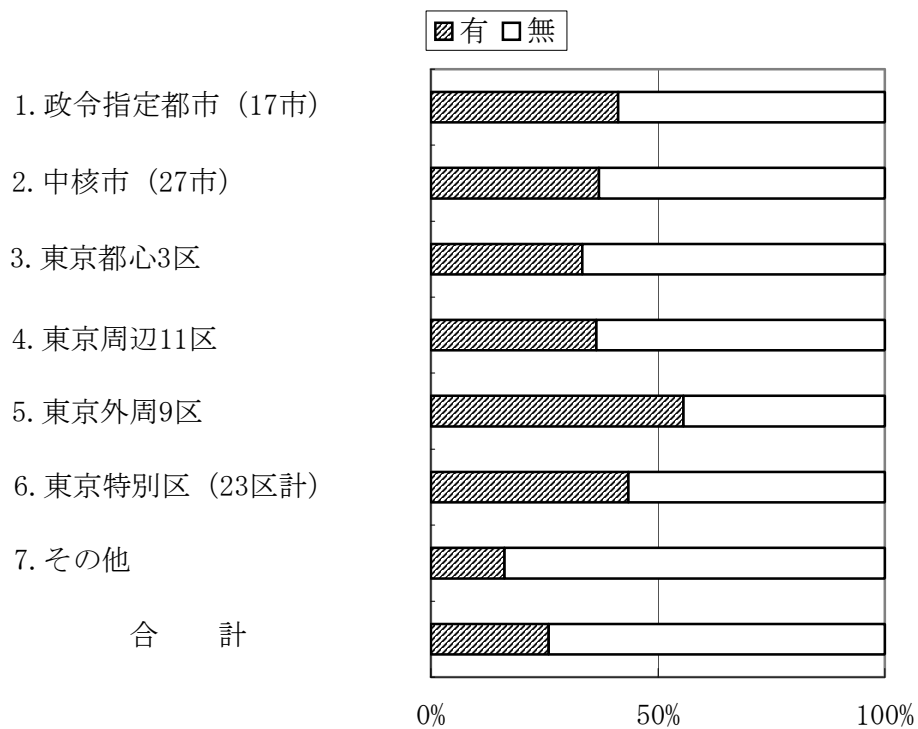
①地区別の比較



協議会・鉄道事業者 との懸案事項の有無	実数			構成比 (%)		
	有	無	計	有	無	計
1. 北海道地区	1	0	1	100.0	0.0	100.0
2. 東北地区	2	6	8	25.0	75.0	100.0
3. 北関東地区	1	7	8	12.5	87.5	100.0
4. 埼玉地区	1	13	14	7.1	92.9	100.0
5. 千葉地区	5	6	11	45.5	54.5	100.0
6. 東京特別区	10	13	23	43.5	56.5	100.0
7. 東京多摩地区	5	15	20	25.0	75.0	100.0
8. 神奈川地区	2	7	9	22.2	77.8	100.0
9. 北陸地区	0	3	3	0.0	100.0	100.0
10. 東海・中部地区	3	12	15	20.0	80.0	100.0
11. 近畿地区	2	6	8	25.0	75.0	100.0
12. 大阪地区	3	16	19	15.8	84.2	100.0
13. 兵庫地区	5	4	9	55.6	44.4	100.0
14. 中国地区	1	4	5	20.0	80.0	100.0
15. 四国地区	1	3	4	25.0	75.0	100.0
16. 九州地区	1	8	9	11.1	88.9	100.0
合 計	43	123	166	25.9	74.1	100.0

※実数計は、対象自治体数。

②都市規模別の比較

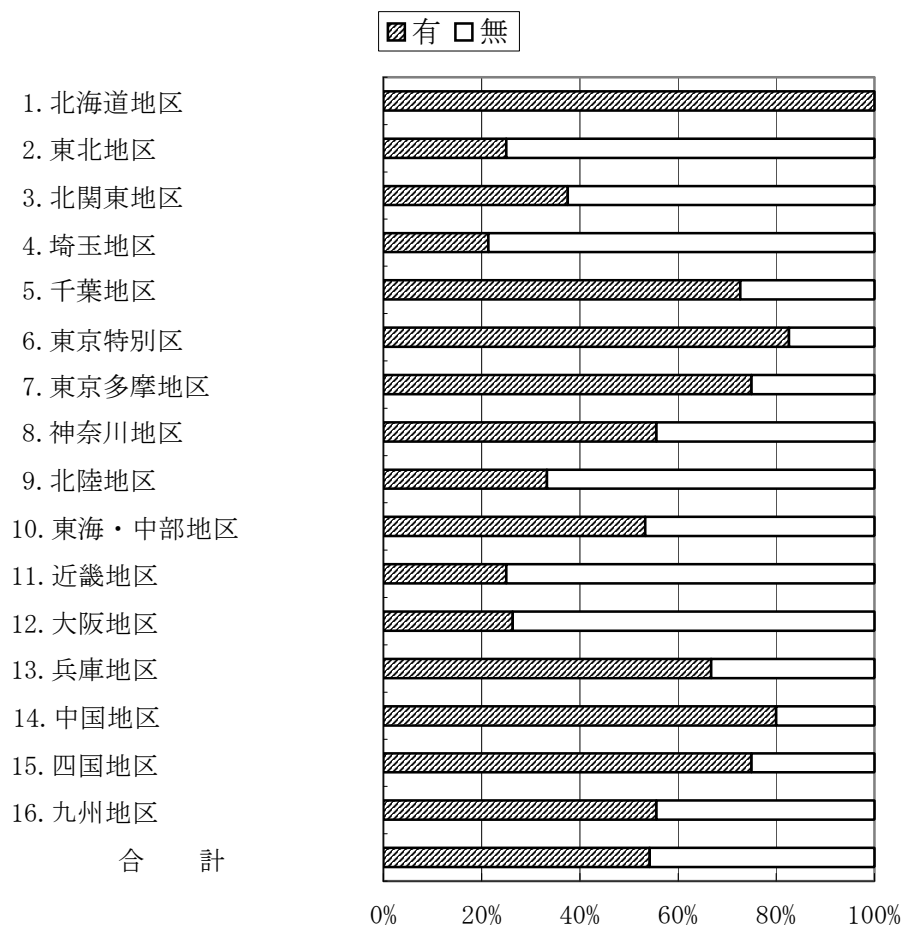


協議会・鉄道事業者 との懸案事項の有無	実数			構成比 (%)		
	有	無	計	有	無	計
1. 政令指定都市(17市)	7	10	17	41.2	58.8	100.0
2. 中核市 (27市)	10	17	27	37.0	63.0	100.0
3. 東京都心3区	1	2	3	33.3	66.7	100.0
4. 東京周辺11区	4	7	11	36.4	63.6	100.0
5. 東京外周9区	5	4	9	55.6	44.4	100.0
6. 東京特別区 (23区計)	10	13	23	43.5	56.5	100.0
7. その他	16	83	99	16.2	83.8	100.0
合 計	43	123	166	25.9	74.1	100.0

※実数計は、対象自治体数。

(5) 商店施設に対する条例による附置義務に関すること

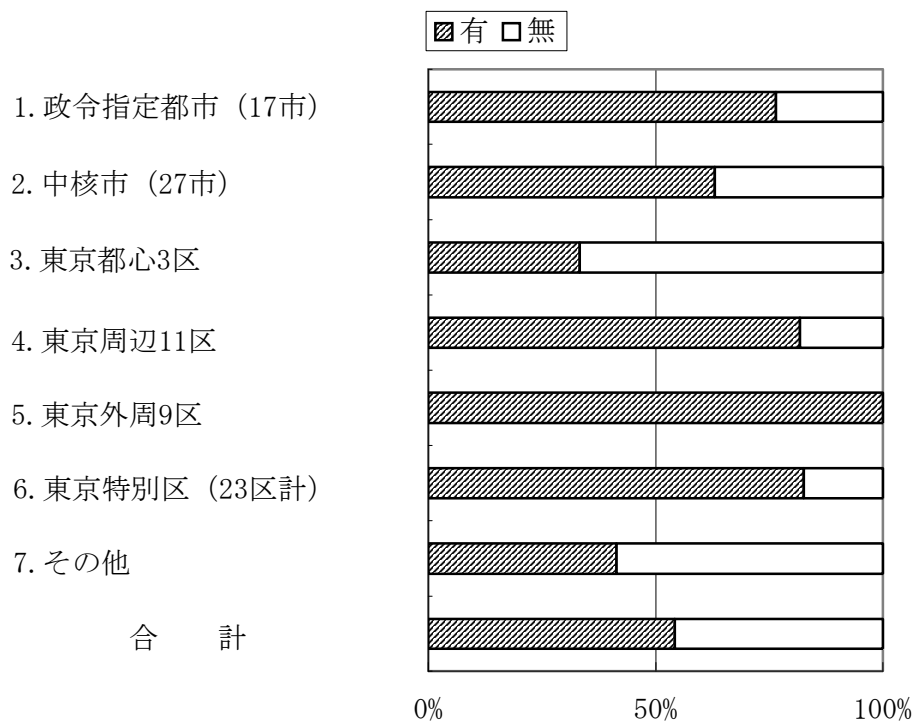
①地区別の比較



附置義務条例の有無	実数			構成比 (%)		
	有	無	計	有	無	計
1. 北海道地区	1	0	1	100.0	0.0	100.0
2. 東北地区	2	6	8	25.0	75.0	100.0
3. 北関東地区	3	5	8	37.5	62.5	100.0
4. 埼玉地区	3	11	14	21.4	78.6	100.0
5. 千葉地区	8	3	11	72.7	27.3	100.0
6. 東京特別区	19	4	23	82.6	17.4	100.0
7. 東京多摩地区	15	5	20	75.0	25.0	100.0
8. 神奈川地区	5	4	9	55.6	44.4	100.0
9. 北陸地区	1	2	3	33.3	66.7	100.0
10. 東海・中部地区	8	7	15	53.3	46.7	100.0
11. 近畿地区	2	6	8	25.0	75.0	100.0
12. 大阪地区	5	14	19	26.3	73.7	100.0
13. 兵庫地区	6	3	9	66.7	33.3	100.0
14. 中国地区	4	1	5	80.0	20.0	100.0
15. 四国地区	3	1	4	75.0	25.0	100.0
16. 九州地区	5	4	9	55.6	44.4	100.0
合 計	90	76	166	54.2	45.8	100.0

※実数計は、対象自治体数。

②都市規模別の比較



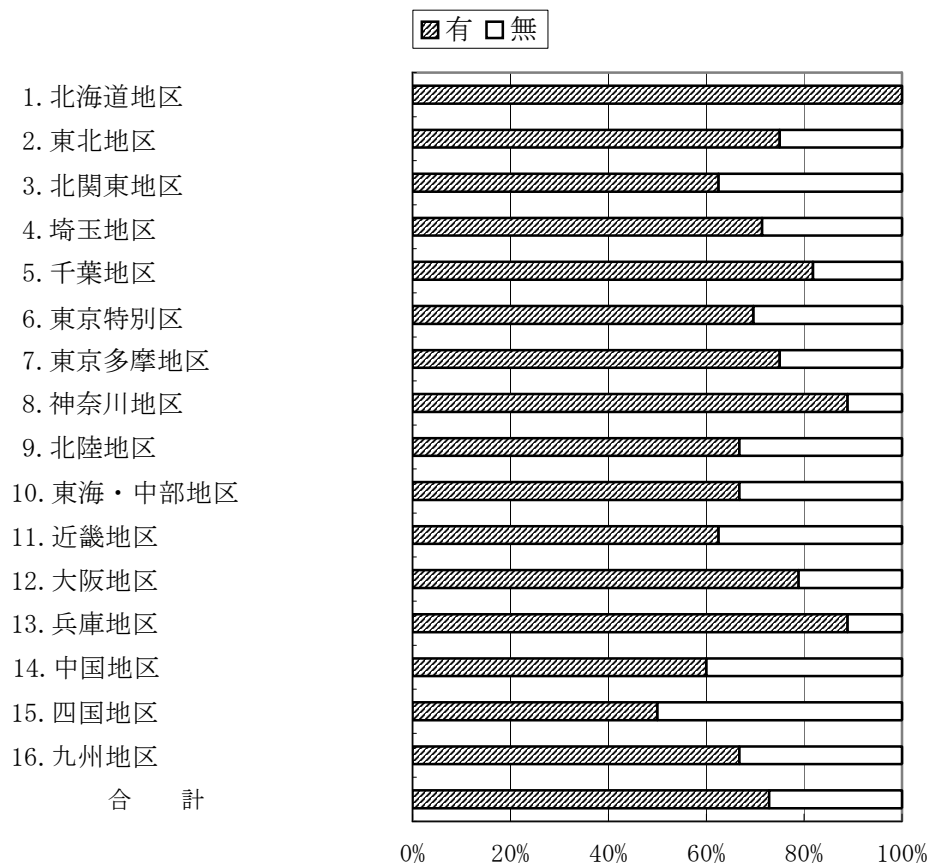
附置義務条例の有無	実数			構成比 (%)		
	有	無	計	有	無	計
1. 政令指定都市(17市)	13	4	17	76.5	23.5	100.0
2. 中核市 (27市)	17	10	27	63.0	37.0	100.0
3. 東京都心3区	1	2	3	33.3	66.7	100.0
4. 東京周辺11区	9	2	11	81.8	18.2	100.0
5. 東京外周9区	9	0	9	100.0	0.0	100.0
6. 東京特別区 (23区計)	19	4	23	82.6	17.4	100.0
7. その他	41	58	99	41.4	58.6	100.0
合 計	90	76	166	54.2	45.8	100.0

※実数計は、対象自治体数。

(6) 駅周辺に立地する商店街・大型商業店舗、その周辺における放置自転車対策

1) 放置自転車撤去に関すること

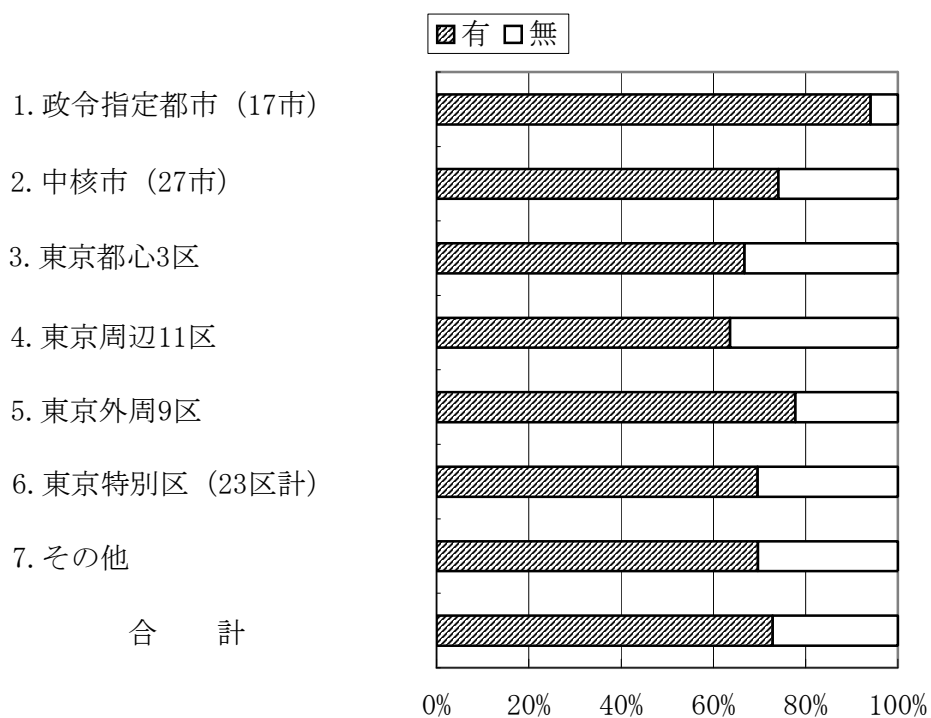
①地区別の比較



放置自転車撤去 事例の有無	実数			構成比 (%)		
	有	無	計	有	無	計
1. 北海道地区	1	0	1	100.0	0.0	100.0
2. 東北地区	6	2	8	75.0	25.0	100.0
3. 北関東地区	5	3	8	62.5	37.5	100.0
4. 埼玉地区	10	4	14	71.4	28.6	100.0
5. 千葉地区	9	2	11	81.8	18.2	100.0
6. 東京特別区	16	7	23	69.6	30.4	100.0
7. 東京多摩地区	15	5	20	75.0	25.0	100.0
8. 神奈川地区	8	1	9	88.9	11.1	100.0
9. 北陸地区	2	1	3	66.7	33.3	100.0
10. 東海・中部地区	10	5	15	66.7	33.3	100.0
11. 近畿地区	5	3	8	62.5	37.5	100.0
12. 大阪地区	15	4	19	78.9	21.1	100.0
13. 兵庫地区	8	1	9	88.9	11.1	100.0
14. 中国地区	3	2	5	60.0	40.0	100.0
15. 四国地区	2	2	4	50.0	50.0	100.0
16. 九州地区	6	3	9	66.7	33.3	100.0
合 計	121	45	166	72.9	27.1	100.0

※実数計は、対象自治体数。

②都市規模別の比較

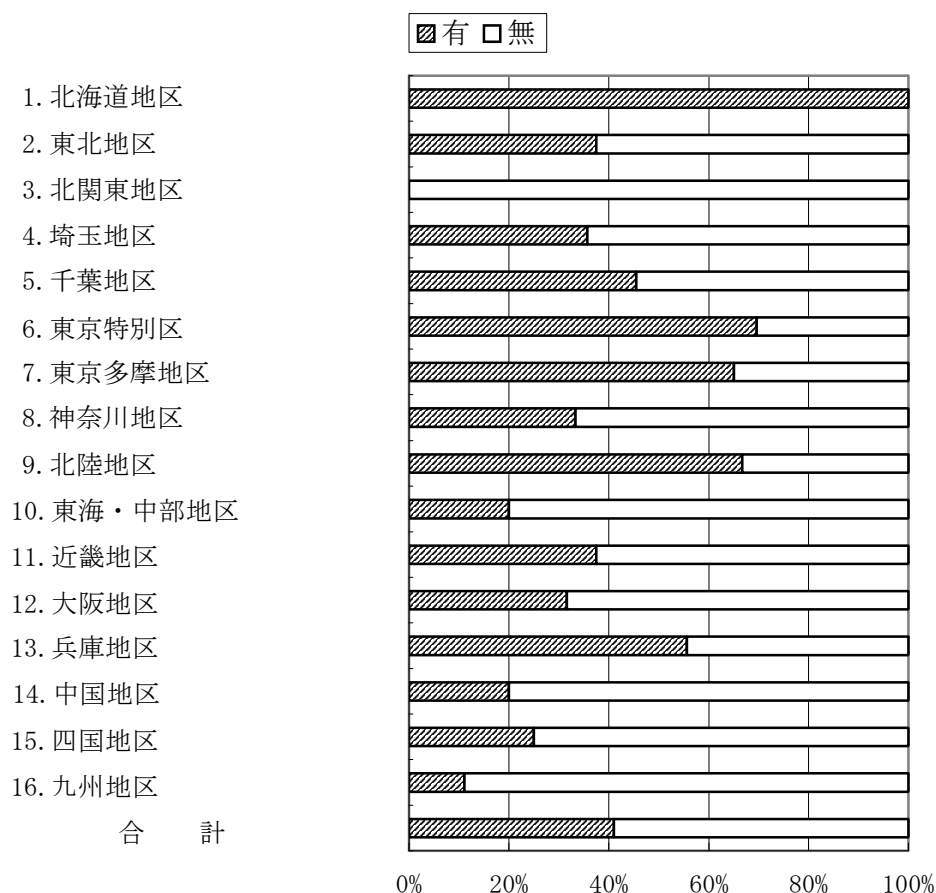


放置自転車撤去 事例の有無	実数			構成比 (%)		
	有	無	計	有	無	計
1. 政令指定都市(17市)	16	1	17	94.1	5.9	100.0
2. 中核市 (27市)	20	7	27	74.1	25.9	100.0
3. 東京都心3区	2	1	3	66.7	33.3	100.0
4. 東京周辺11区	7	4	11	63.6	36.4	100.0
5. 東京外周9区	7	2	9	77.8	22.2	100.0
6. 東京特別区 (23区計)	16	7	23	69.6	30.4	100.0
7. その他	69	30	99	69.7	30.3	100.0
合 計	121	45	166	72.9	27.1	100.0

※実数計は、対象自治体数。

2) 商店街等との協力事例

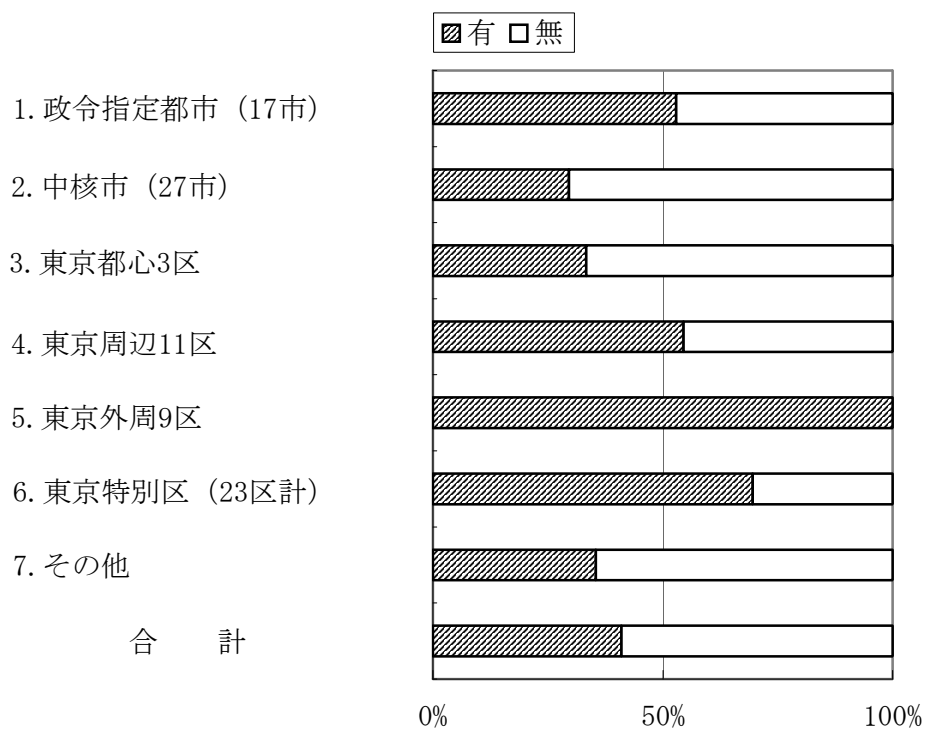
①地区別の比較



商店街等との 協力事例の有無	実数			構成比 (%)		
	有	無	計	有	無	計
1. 北海道地区	1	0	1	100.0	0.0	100.0
2. 東北地区	3	5	8	37.5	62.5	100.0
3. 北関東地区	0	8	8	0.0	100.0	100.0
4. 埼玉地区	5	9	14	35.7	64.3	100.0
5. 千葉地区	5	6	11	45.5	54.5	100.0
6. 東京特別区	16	7	23	69.6	30.4	100.0
7. 東京多摩地区	13	7	20	65.0	35.0	100.0
8. 神奈川地区	3	6	9	33.3	66.7	100.0
9. 北陸地区	2	1	3	66.7	33.3	100.0
10. 東海・中部地区	3	12	15	20.0	80.0	100.0
11. 近畿地区	3	5	8	37.5	62.5	100.0
12. 大阪地区	6	13	19	31.6	68.4	100.0
13. 兵庫地区	5	4	9	55.6	44.4	100.0
14. 中国地区	1	4	5	20.0	80.0	100.0
15. 四国地区	1	3	4	25.0	75.0	100.0
16. 九州地区	1	8	9	11.1	88.9	100.0
合 計	68	98	166	41.0	59.0	100.0

※実数計は、対象自治体数。

②都市規模別の比較



商店街等との 協力事例の有無	実数			構成比 (%)		
	有	無	計	有	無	計
1. 政令指定都市(17市)	9	8	17	52.9	47.1	100.0
2. 中核市 (27市)	8	19	27	29.6	70.4	100.0
3. 東京都心3区	1	2	3	33.3	66.7	100.0
4. 東京周辺11区	6	5	11	54.5	45.5	100.0
5. 東京外周9区	9	0	9	100.0	0.0	100.0
6. 東京特別区 (23区計)	16	7	23	69.6	30.4	100.0
7. その他	35	64	99	35.4	64.6	100.0
合 計	68	98	166	41.0	59.0	100.0

※実数計は、対象自治体数。

③地区別の協力事例

地 区 名	主な協力事例
1. 北海道地区	中心部商店街活性化協議会と、アダプトプログラムにより覚書を締結し、商店街自らが路上放置自転車の整理を実施
2. 東北地区	店舗開店前の撤去・移動、放置防止啓発やプランター等の設置、放置禁止区域外での協力
3. 北関東地区	なし
4. 埼玉地区	クリーンキャンペーン、駐輪場の運営、啓発チラシの作成、祭りの時に祭りの実行委員会が撤去に協力、民地境界への柵の設置
5. 千葉地区	クリーンキャンペーン、自転車駐車場の設置
6. 東京特別区	クリーンキャンペーン、警告札と区の注意札の貼付、大型店による駐輪場設置、美化活動の一環としての警告、区が無償提供した土地を活用した駐輪場を自主運営
7. 東京多摩地区	クリーンキャンペーン、大型商業店舗等へのポスター掲示、長時間滞在されるお客様への市営駐輪場の利用、店舗への駐輪場利用の誘導、啓発ポスター依頼、駐輪場マップの掲示
8. 神奈川地区	クリーンキャンペーン、買物客に札をつけて放置と区別
9. 北陸地区	調査札や警告札を貼付する際の協力、自転車対策協議会の設置による事業展開
10. 東海・中部地区	クリーンキャンペーン
11. 近畿地区	クリーンキャンペーン、警告エフ（警告札）やテープによる啓発活動
12. 大阪地区	クリーンキャンペーン、啓発チラシ配布、館内放送での周知、店舗でのガードマン配置、自転車駐車施設の紹介
13. 兵庫地区	クリーンキャンペーン、早朝指導の毎月２回実施、禁止区域設定時の地元との協議
14. 中国地区	クリーンキャンペーン
15. 四国地区	駐輪券の発行と市委託のサイクルガイドによる誘導
16. 九州地区	「自転車放置防止推進団体」と、構成員の「福岡市放置自転車対策協力員」が放置自転車の整理・駐輪場への誘導案内・注意札を貼付

5. 鉄道事業者別の集計結果

(1) 鉄道事業者から提供を受けた自転車駐車場用地の提供状況

1) 用地提供の場合

鉄道事業者		用地提供を	箇所数（箇所）		収容台数（台）		借地面積 （㎡）	借地料 （円/年）	借地単価 （円/㎡/年）
		受けた自治体数	全体	有償	全体	有償			
ＪＲ	ＪＲ北海道	1	19	4	4,292	640	563	593,400	1,054
	ＪＲ東日本	57	219	199	148,214	133,299	99,061	250,792,345	2,532
	ＪＲ東海	8	43	29	19,227	11,190	13,262	38,347,036	2,891
	ＪＲ西日本	23	131	83	53,604	33,493	35,265	98,990,079	2,807
	ＪＲ四国	3	18	14	6,422	4,307	4,461	4,095,400	918
	ＪＲ九州	7	41	25	21,122	13,581	11,769	27,567,200	2,342
	ＪＲ合計	—	471	354	252,881	196,510	164,381	420,385,460	2,557
民鉄	東京地下鉄	7	28	28	21,574	21,574	18,246	63,369,416	3,473
	東武鉄道	11	37	15	21,776	7,352	6,481	12,688,428	1,958
	京成・新京成	7	24	15	7,394	5,588	4,974	6,969,611	1,401
	西武鉄道	13	38	1	20,646	2,320	2,121	2,121,000	1,000
	京王帝都	10	38	10	26,998	9,020	6,176	17,074,290	2,765
	小田急電鉄	2	8	6	2,925	2,321	1,424	1,392,371	978
	東京急行	3	18	8	5,858	2,523	2,736	20,731,686	7,577
	京浜急行	4	20	20	8,515	8,515	9,759	98,550,363	10,098
	名古屋鉄道	3	37	28	9,198	7,162	7,494	15,613,246	2,083
	近畿日本鉄道	12	54	43	23,167	16,969	18,055	30,378,170	1,683
	京阪電鉄	8	21	6	13,684	2,056	2,900	9,609,300	3,314
	南海電鉄	5	20	11	7,038	2,763	2,505	9,291,854	3,709
	阪神電鉄	4	16	8	5,406	2,939	2,224	6,297,600	2,832
	阪急電鉄	4	6	3	4,055	1,779	1,145	2,312,000	2,019
	西日本鉄道	2	17	9	6,111	1,835	2,304	4,379,600	1,901
その他民鉄	36	136	25	30,369	9,460	9,299	13,626,141	1,465	
民鉄合計	—	518	236	214,714	104,176	97,843	314,405,076	3,213	
公営	札幌市交通局	1	25	0	4,690	0	0	0	—
	仙台市交通局	1	5	5	1,978	1,978	1,944	10,552,517	5,428
	東京都交通局	3	16	13	4,671	4,326	3,915	15,987,170	4,084
	名古屋市交通局	1	38	16	9,502	2,547	3,059	6,844,056	2,237
	神戸市交通局	1	3	3	780	780	1,586	3,073,344	1,938
	福岡市交通局	1	14	1	3,241	60	1,694	2,406,000	1,420
	公営合計	—	101	38	24,862	9,691	12,198	38,863,087	3,186
合 計	—	1,090	628	492,457	310,377	274,422	773,653,623	2,819	

※実数には、有償・無償、課税・非課税の不明分を含む。

※借地単価は、不明部分は除いて算定。

2) 用地買収の場合

鉄道事業者		箇所数 （箇所）	収容台数 （台）	買収面積 （㎡）	買収金額 （円）	買収単価 （円/㎡）	備考
J R	J R 東日本	42	21,997	28,136	19,967,078,468	709,663	4箇所収容台数不明
	J R 東海	1	604	765	87,228,415	114,024	
	J R 西日本	34	18,716	18,152	2,765,662,139	152,361	17箇所買収金額不明
	J R 四国	3	648	971	224,512,825	231,218	
	J R 九州	12	3,052	4,550	811,862,968	178,431	
	J R 合計	92	45,017	52,574	23,856,344,815	453,767	
民鉄	小田急電鉄	1	720	174	26,091,000	149,948	
	相模鉄道	1	221	207	47,800,900	230,922	
	西武鉄道	1	1,302	882	275,205,840	312,025	
	富山地鉄	1	25	—	—	—	買収金額不明
	富山ライトレール	8	282	331	77,237	233	2箇所買収金額不明
	民鉄合計	12	2,550	1,594	349,174,977	219,056	
公営	東京都交通局	1	1,100	751	195,443,244	260,244	
	公営合計	1	1,100	751	195,443,244	260,244	
合 計		105	48,667	54,919	24,400,963,036	444,308	

※買収単価は、不明分を除いて算定。

(2) 鉄道事業者が独自に整備した自転車駐車場の整備状況

鉄道事業者		箇所数 (箇所)	収容台数 (台)	備 考
J R	J R 北海道	1	—	台数不明1箇所
	J R 東日本	39	19,534	台数不明1箇所
	J R 東海	2	800	
	J R 西日本	13	6,131	
	J R 九州	3	355	
	J R 合計	58	26,820	
民鉄	小田急電鉄	35	24,604	
	阪急電鉄	34	21,023	
	西武鉄道	24	10,310	
	東武鉄道	22	14,559	
	近畿日本鉄道	20	15,404	
	東京急行電鉄	20	12,682	
	新京成電鉄	18	6,518	
	名古屋鉄道	18	4,608	台数不明2箇所
	京阪電鉄	17	12,041	
	京王電鉄	11	2,720	
	静岡鉄道	10	1,461	
	相模鉄道	8	6,220	
	京浜急行	7	3,046	
	小湊鉄道	7	1,310	
	阪神電鉄	7	2,610	
	伊豆箱根鉄道	5	788	
	長野電鉄	5	516	
	一畑電鉄	4	245	
	遠州鉄道	4	579	
	京成電鉄	4	1,518	
	高松琴平電鉄	3	306	
	秩父鉄道	3	224	
	北総開発鉄道	2	250	
	伊予鉄道	1	205	
	江ノ島電鉄	1	768	
	大阪高速鉄道	1	980	
	嵯峨野観光鉄道	1	260	
	首都圏新都市鉄道	1	339	
	湘南モノレール	1	30	
	能勢電鉄	1	333	
	民鉄合計	295	146,457	
公営	札幌市交通局	48	5,548	
	横浜市交通局	10	3,127	
	公営合計	58	8,675	
合 計		411	181,952	

6. まとめ

本調査は前回調査から約 10 年を経て実施したもので、社会環境の変化を考慮し、駅周辺に立地する商店街や大型商業店舗の実態を加味した調査である。

集計結果からは、前述したような状況が把握されたが、個々の設問に対する課題を整理すると、次のとおりである。

(1) 鉄道事業者からの用地提供

鉄道事業者からの用地提供は、前回と比較すると約 30%増加しているが、依然として 57.6%が有償であり、特に J R の有償割合は 75.2%と他の民鉄・公営交通よりも格段に多い。有償で提供された用地の単価は、J R がやや下がったものの、全体的には (500 円/㎡) 程度前回よりも上昇しており、地元自治体の負担は大きいと考えられる。

地区別にみると、北関東、埼玉、東京、神奈川、兵庫などの借地単価が総平均と比較して高く、大きな負担となっている。

自治体の財政負担を考慮し、鉄道事業者の責務として用地提供の無償化をさらに進める必要がある。

(2) 鉄道事業者用地の買収

用地買収についても他の民鉄や公営交通と比較して、買収単価は J R が最も高いので自治体が本来 J R のなすべき自転車駐車場の整備を行っていることに配慮し、譲渡価格の低額化や買収に積極的に応じるよう働きかけることも必要である。

(3) 鉄道事業者独自による自転車駐車場整備

鉄道事業者が自ら設置した自転車駐車場は、前回よりも増加している。民鉄に比較すると、J R と公営交通の整備箇所は少ない。J R については、鉄道高架化や連続立体など、現在進められている事業の中で、積極的な自転車駐車場の整備が望まれる。

(4) 鉄道事業者との用地提供以外での協力

鉄道事業者との用地提供以外の協力は、7.4%増加している。協力が多いのは民鉄であり、J R や公営交通の協力がまだ少ない。

協力内容で多い「駅構内への啓発ポスターの掲示」、「クリーンキャンペーンの実施」など、鉄道事業者のさらなる積極的な参加が望まれる。

(5) 自転車等駐車対策協議会

自転車等駐車対策協議会の設置は、前回から大幅に増加した。鉄道事業者の参加率は非常に高いが、開催回数の少ない自治体が多く、せっかく協議会が設置されても、十分機能しているとはいいがたい。協議会の開催回数の増加により活発な議論を期待したい。

(6) 協議会及び鉄道事業者との間の懸案事項

自転車等駐車対策協議会と鉄道事業者との間の懸案事項は、依然として減少しておらず、鉄道事業者による自転車駐車場の整備や用地の提供が懸案事項の上位を占めている。

自転車等駐車対策協議会に参加している鉄道事業者のさらなる理解と協力が必要である。

(7) 商業施設に対する附置義務条例

商業施設を対象とした附置義務条例は、約半数の自治体で制定されている。地方都市では、必ずしも駅周辺に商業施設が集積しているとは限らないが、大都市圏では、駅を中心とした商業施設の立地により、放置自転車対策の必要性が生じており、日中の放置自転車対策として、附置義務条例の制定は欠かせないと考えられる。

地方都市においては、駅以外の中心市街地での放置自転車問題があり、これについては、市街地の活性化やまちづくりと一緒に総合的に考えていく必要もある。

(8) 自治体が商店街に整備した自転車駐車場

自治体が商店街に整備した自転車駐車場の事例は比較的少ないが、無料や 1 日 100 円程度と採算的には厳しいものであり、民間の協力や、公共空間の整備と合わせた整備が望まれる。

(9) 商店街自らが商店街内に設置した自転車駐車場

商店街が自ら設置した自転車駐車場はさらに少ないが、商店街の中の空き店舗スペース等を有効活用して設置することが望まれる。

(10) 駅周辺の商店街、大型商業店舗における放置自転車撤去

駅周辺の商店街、大型商業店舗での放置自転車撤去は、約 4 分の 3 の自治体で事例が挙げられた。その多くは、店舗の開店前に実施されており、通勤・通学等と一律に行われているものも多い。

自治体の積極的な姿勢や、道路管理者の主体的な取り組みがうまくいっているケースが見られるため、単に撤去を繰り返すだけでなく、効果的な方法を工夫することが大切である。

(11) 商店街や店舗との協力

商店街や店舗との協力で多いのは、「クリーンキャンペーンの実施」であった。地元商店街、地元企業など多くの協力を得ることが、効果的と考えられる。

(12) 放置自転車対策を進めるにあたって苦慮した点

自転車駐車場の用地確保や商業地の放置自転車に苦慮している。総合的な取り組みが成功の鍵を握っており、協議会等の有効活用が望まれる。

平成 19 年「駅周辺における放置自転車等の実態調査（内閣府政策統括官付交通安全対策担当参事官室）」によると、全国の放置自転車は、年々減少しているものの平成 19 年時点で約 33 万台あり、大都市の主要駅が多い。

今回調査で明らかになった鉄道事業者が独自に整備した自転車駐車場数は 411 箇所であったが、全自連平成 19 年度市区町村自転車対策事業紹介等から、今回調査にご協力いただいた 166 自治体の駅対応公営自転車駐車場数を集計すると 5,299 箇所に上がることが分かった。

全国的なこのような数値をみると、自治体の負担が大きく、鉄道事業者の協力が低いと考えられ、自転車駐車対策における鉄道事業者の積極的な対応が望まれる。

平成20年度全自連自転車対策事業状況調査 報告書
平成21（2009）年3月

発行者 全国自転車問題自治体連絡協議会

発行所 〒176-8501

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号 練馬区役所内

TEL 03-3993-1111（代）

調査機関 〒160-0004

東京都新宿区四谷一丁目20

株式会社アーバントラフィックエンジニアリング

TEL 03-3353-3533